

タイ國革命政變の經過

日本タイ協會資料一號

日本タイ協會資料一號

タイ國革命政變の經過

財團法人
日本タイ協會



はしがき

昭和七年(佛曆二四七五年、西曆一九三二年)六月二十四日、バンコックに於て突如として革命政變勃發し、タイ建國七百年來の專制政治が茲にその幕を閉ぢて、立憲君主制度が確立せられるに至つた。本篇は、某日、某君子を來訪して求められたるまゝに、當時見聞の記憶を辿りて爲せる此の政變に付ての談話の筆記に多少補筆して、日本タイ協會に寄せたものである。

タイ國の動向が、我國朝野の深甚なる關心の的となるに至つた今日、同國の劃期的なる新興氣運勃興の動機となつた革命政變の經過を、今一應回顧することは、必ずしも徒爾ならずと信ずるが故に、再校の上、茲に梓に上すこととした。

昭和十六年九月二十日

矢田部保吉

タイ國革命政變の經過 目次

はしがき……………一

一、革命前記……………一

 ムアング・タイ……………一

 チャクリー王朝……………三

 ラマ第七世王……………七

 王族の權勢……………九

 革新要望の機運……………二

二、第一次政變と憲法制定……………五

 王朝百五十年祝典……………五

人民黨の蹶起……………	一六
人民黨の要請と宣言……………	一三
國王の還都……………	一三
臨時憲法の發布……………	一三
人民代表議會及び新政府の成立……………	一六
ナコンサワン殿下の出國……………	一四
時局とラマ第七世王の英斷……………	一四
新政府樹立後の情勢……………	一四
確定憲法の起草……………	一五
確定憲法發布の盛典……………	一六
三、第二次政變……………	一七
確定憲法發布後の情勢の推移……………	一七

反動政變の突發……………	一五
憲法停止と急進分子の驅逐……………	一六
急進穩健兩派の對立……………	一六
四、第三次政變……………	一六
ブラディットの亡命と其後の情勢……………	一六
ビブン中佐バホンを擁して起つ……………	一七
憲法回復とビヤ・バホン政權成立……………	一七

タイ國革命政變の經過

矢田部保吉

一、革命前記

ムアング・タイ 南部支那の雲南地方から、後印度半島に向つて、大舉移住し來つたタイ民族が、獨立國の體裁を整へた王國を始めて建設したのは、西曆紀元十三世紀のことである。此の王國は、スコータイに都して、スコータイ王國と稱せられた。次いで西曆一三五〇年（後村上天皇御宇觀應五年）、其の南方に於て、メナム河の本流に跨るアユチャの都を中心として、同じくタイ民族の獨立王國が發祥した。これがタイ人の所謂ムアング・タイで、即ち現在のタイ王國の起源である。爾來西紀一七六七年に至る四百十七年間アユチャに都して、俗にアユチャ王朝と稱せられるものが夫れである。

此の王國は、建設後久しからずして、スコータイ王國を併せ、其の他附近諸族をも靖定して確固たる基礎を築き上げたのであつて、一時は、其の國勢遠くマレー半島の南部地方にまで及んだのである。乍併此の王國が、其の獨立の地歩を確保する爲めには、一方には、カムボチャ帝國が廣く後印度半島に亘りて主張し來つた宗主權を排除し、又他方には、ビルマ帝國の制覇的野心を抑制することが絶對に必要であつたので、歴代國王の苦心と努力は、並一通りのものでは無かつた。實にアユチャ王朝四百十七年の歴史は、此の腹背の兩敵との、寧日なき攻防交戦の記録である。

十八世紀の後半に於ても、ビルマとの戦争は斷續常なき有様であつたが、終にビルマが南北から軍を進めて、アユチャを攻撃するに及びて、守備軍能く支ふることを得ずして潰滅し、國王は捕へられて命をおとし、アユチャ王朝は茲に全く滅亡して、華麗を極めた殿堂伽藍は、無盡の財寶と共に悉く烏有に歸したのである。

此の時支那人の所出で、ビヤ・タクシンと呼ばれたる一傑物が現はれ、起つてビルマ軍を國外に撃退して、タイの社稷を恢復し、今のバンコックの對岸トンプリーの地に於て、タイ國王

の位に登つたのであつた。然るにタイ人は、支那人出のタクシン王の統治には悦服しなかつた。王は在位僅かに十五年にして、退位して僧院に入ることを餘儀なくせられ、幾何もなくして遂に殺されて仕舞つた。

チャクラー王朝 曩にアユチャ王朝に仕へ、後ちビヤ・タクシンに隸屬して、四邊に軍功を樹て、大に其の名を揚げつゝあつたチャオビヤ・チャクラーなるものが、迎へられて王位に即き、都を今のバンコックに定めた。これが現王朝の始祖であつて、西曆一七八二年（光格天皇御宇天明二年）のことである。タイ國の現王朝を普通にチャクラー王朝と呼んで居るのは、此の始祖の名に因んだものに外ならぬ。

爾來今日に及んで、代を替ふること八世、年を閱すること百五十四年である。其の前半期は、主として、國內の統一と邊境の鎮定に費された。タイ國が、開國の國是を定めて、歐米諸國との間に、修好通商條約を締結するに至つたのは、前世紀の五十年代のことであつて、日本の開國と略ぼ其の時を同する。斯くて歐米諸國の勢力が、駸々として國內に入り來ることゝなつたのであるが、就中マレー半島とビルマの方向から來る英國の勢力と、カムボチャ及びラオス

の地方から迫る佛國の勢力とが、東西南北から、タイ國を挾撃するの姿勢をとるに至つた。其の情勢は、恰かもアユチャ王朝時代に於て、カムボヂヤ及びビルマの二帝國の爲めに、斷えず東西から侵迫を被つて居たのに類似するものがある。尤も往年のカムボヂヤ及びビルマの兩帝國の勢力は、何れもタイ國の勢力と大體互角であつたのであるが、十九世紀の中葉以降、此の兩帝國の舊勢力に代位して、タイ國に迫り來つた英佛兩國の新勢力は、全く比較にならぬ程重壓的なものであつた。タイ國古來の歴史を通じて知り得るところによれば、同國の獨立維持と其の國勢進展に對する最大の障害は、後印度半島の中央に位して、四邊の外來勢力に圍繞せられて居る其の地理的地位に存するといふことである。然るに後印度半島に國を成せる爾餘多數の諸民族が、十九世紀の中葉の頃までに、悉く英佛兩國の爪牙を免れることが出来なかつた間に於て、極めて困難なる地理的地位に在つた筈のタイ國のみが、能く今日迄其の獨立を維持し來つたのみならず、最近新興の機運勃興を見るに至ら至つて居るのは、果して如何なる所に職由するのであらうか。

英佛兩國勢力の緩衝地帯として、タイ國の獨立維持が許され來つたのであると見るものがある。慥かにそれはタイ國の獨立維持の重要な事由の一つであると思はれる。乍併、唯それ丈の爲めでは無い。英佛兩國は、一度はメナム河流域の不可侵を保障し（これはメナム河流域以外のタイ國領土の可侵を意味するものである）、更に進んで、メナム河を境として、東西に其の勢力範圍を劃定するまでに至つた事實を顧みるならば、タイ國の獨立が、單に英佛兩國の恩恵に由來するものであると見るのは當つて居らぬ。タイ國民は、比隣諸民族に比べて見て、優れたる何ものかをもつて居るに相違ないと考へられるのである。それは七百年來あの困難なる國際的地位に在つて培はれ來つたところの不拔の民族精神である。

此の特殊な民族精神こそ實に七百年來タイ王國を保全し來つたものである。而して此の民族精神こそ、實に興隆タイを目指して起つた革命の眞精神でもある。タイ國の革命を理解するには、先づ此の精神を理解せねばならぬ。革命新政府の動向も、亦此の精神の淨玻璃にかけてのみ其の功罪を批判せらるべきであらうと思ふ。

タイ國に於ては、建國以來、國家の政治と王家の家事との間に、はつきりした區別は無かつた。それが稍區別せられるに至つたのは、やつと前世紀の九十年代のことである。斯様な有様

ゆえに、二十世紀も三十年代になるまで、君主專制政治が續けられて居たことに敢て不思議は無い。尤も國民の間に、專制政治に對する不平が無かつた譯では決して無い。早くから政治の革新を志したのもあつた。例へばラマ第六世王（一九一〇—二五年在位）の即位後二年の一九一二年にも、革命が企てられたことがある。當時の革命運動に参加したものの中には、立憲君主制を主張するものと、共和を目的とするものとの別はあつたが、專制政治打破を目指したことは同一であつた。此の時の革命計畫は、事未然に發覺して、數十人の關係者が、一網打盡に逮捕せられ、夫々處罰せられて落着いたのである。

其後間も無く世界大戰の勃發となり、タイ國は英佛等の德愼に依り、一九一七年、聯合國側に與みして參戰、西部戦線に遠征軍を送つた。その結果、タイ國は戰勝國の一として、巴里平和條約に調印し、國際聯盟にも原聯盟國として加盟したのである。斯くてタイ國の國際的地位は相當向上し、英佛兩國のタイ國に對する壓迫政策も大に緩和せられて、獨立に對する脅威も大體除かるゝことを得た上に、多年來の懸案であつた不平等條約の改訂も、漸次その緒に就くこととなり、一九二五年（大正十四年）ラマ第七世王即位の前後に亘つて、條約改正の事業を

完成し、領事裁判權の撤廢と關稅自主權の回復とが、列國の承認するところとなつたのである。

此の間、政府及び一般國民の注意は、主として國際關係の改善に向けられ、未だ多く内政の釐革と資源の開発とを顧みるの暇が無かつた。立憲政治に對する識者の要望は、勿論漸を逐ふて強くなりつゝあつたとは雖へども、一般國民の教育も普及せず、其の政治思想は未だ極めて低級であり、言論機關も頗る幼稚で、言論の實質的自由といふもの無かつた實情の下に於ては、世の視聽を惹く程の、國民的政治運動が起ることのなかつたのは自然である。そればかりで無く、此の時期に於ては、前述の如き或る程度の外交上の成功があつたが爲めに、王位の專制的權威は、従前に比して、寧ろ大に加つたかの如き外觀すら呈したのである。

ラマ第七世王　ラマ第七世プラチャダイボック王は、斯る情勢の裡に、一九二五年十一月、兄王崩御の後を承けて即位せられたのであるが、王は新進の意氣を以て、行政財政の整理を行ひ、進んで王室費半減の英斷をすらし給ふて、先王以來稍弛廢の傾向のあつた綱紀を大に肅正し、多數の僭外國人を淘汰整理するの方針をも樹てられた。於是乎、上下望を新王の施政

振作に囑したのであつた。

八

ブラチャディボック王は、幼にして英國に學び、同國の兵學校を卒へて、後ち佛國の陸軍大學校を卒業せられた方で、タイ人にして陸軍大學校を卒業した最初の人である。陛下は比較的自由思想の持主であつて、即位の當初から、立憲政治創始の御志のあつたことが窺はれるのである。即ち即位後間もなく、かねて久しく有名無實の存在であつた樞密委員會を改革して、新一會議を起し、各省官吏の内から四十人の委員を選任して、重要法案の諮問機關とした。此の改革案發布の詔書に於て、「此の度の改革の趣旨は、將來政治革新の機運到來に當りて、其の實行を容易ならしむる爲めに、各員をして、會議討論の術に熟せしめんとするにある」旨を述べられて居るのに見ても、王の御意思の存するところを知ることが出来るのであつて、此の新組織の樞密委員會——實質的に云へば法制審議會と稱するのが適當であらう——が、將來數次の必要なる改革を経て、立法議會としての發達を遂げるものであらうと思はれて居たのである。其後も王は、折に觸れて議會政治實施の御意向を洩されたことがある。一九三二年、眼疾治療の爲め米國御滞在の中に、新聞記者との會見談に於て、「タイ國でも遠からず立憲政治を行ふ積

りである」といふことを明言せられて居る。だから王の御志が、時勢に順應して立憲政治を布くにあることは、何人も疑はぬところであつた。一九三二年六月下旬、革命突發の直前、即ちその月初めに、避暑の爲め南タイのホワヒンの離宮に轉地せられた王は、欽定憲法の草案を御衣囊の裡に持つて行かれたのである。此の草案は、時の外務大臣デヅハオン殿下が、特命を受けて、外務次官及び外務省顧問と共に研究作成したものであつた。然るに欽定憲法發布の此の計畫が、極秘裡に進められつゝあつたが爲めに、王のお手許では、既に憲法草案脱稿にまでも事はこんで居るといふことを、何人も窺ひ知る由もなかつたのは、極めて不幸なることであつたと云はねばならぬ。

王族の權勢

ラマ第七世王の即位直後の施設の内、前に述べた樞密委員會の改革の外にそれよりも一層重要で注意すべきものは、最高諮議院の創設であつた。此の最高諮議院は、最高級の王族四名乃至六名を以て定員と爲し、王の親裁する國家最高政策決定機關として、内閣會議の上に立つものである。何故に王が、其の即位と同時に、斯る機關を創設したのであるかに付ては、公式には何等の説明も與へられては居らぬが、忖度するところ、ラマ第七世が、先

九

王の末弟として卒かに位を嗣ぎたる身を以て、諸般の改革を斷行し、庶政の一新を期するが爲めには、是等最高王族の背景と其の有力なる支持の必要を感じられたるものであらうと思はれる。

此の最高機關の創設は、其の當時に在りては、先王治世中に於ける所謂嬖臣政治に對する反感の反動として、國民は均しく之を歓迎したもの、如くに見えた。乍併、政弊の由つて來る所以は、制度に存するにあらずして之を運用する人にある。爾來王族の政治上に於ける地位は、著しく重要な度を加へ來り、獨り此の最高諮議院顧問官たる地位が、官制上、王族の獨占するところであつたのみならず、内閣諸大臣の地位も亦王族を以て充てられるものが漸次多くなつて、革命勃發の當時に於ては、九人の大臣の内、六人までは王族が之を占めて居るやうな實情であつた。其の結果先王時代には、二三の嬖臣が權柄を揮つて世の指彈を購ふたのに引き代へて、今は王族が國家の政權を壟斷して、政府の要位を獨占するの觀を呈し、タイ國の政治は、其の實質に於て、之を君主專制といはんよりも、寧ろ王族專制と稱すべきだと云ふものすらあるに至つた。重要官吏の登用などに付ても、依怙の措置が少なく、一般文武官吏の間に反感

が漸次醞釀せられるに至つた。加之王族大臣中には、其の所管事務に關聯して、私利を營むものが少く無いとの説すら巷間に喧傳せられた。又政府の施設中、徒らに新奇に趨つて、國家の現状に適切ならざるものがあるのは、畢竟王族大臣中の或る者が、自己の個人的趣味慾を満足せしむる爲めに、國家の施設を弄び、國民の利益を犠牲に供して憚るなきが爲めであるといふが如き非難をも聞くに至つた。是等の道聽途説は、今一々之を例證することは出來ぬ。其の當否元より之を知るべくも無いけれど、斯る風評の傳播せられる事實それ自身が、王族政治に對する國民の不信任を物語るものとも見られ得るであらう。

斯る王族政治の積弊を是正すべき手段は、現制度の下に於ては、全然缺如して居るのである。即位當初、新進の意氣を以て、大に政治の革新に志した第七世王も、元來蒲柳の質であつて、爲めに王族專制の弊害助長の傾向は、次第に濃厚となるに至つたとすら思はれるやうになつた。王自身こそ時勢に目覺めた自由思想の人であつて、立憲政治實施の意嚮をもつて居られるとしても、王を圍繞して、最高諮議院の牙城に據れる最高級の王族は、多くは事大保守の思想の持主であつて、内政の上に於ても、將又國際關係の上に於ても、只管現狀維持を以て念として居る

ものである。是等最高王族の間に於ても、タイ國が懸がて立憲政治を布かねばならぬといふことに付ては、主義上異論があつた筈は無いのであるが、種々の事情は彼等をして因循姑息ならしめて、革新斷行は望み得べくも無いものゝやうに見えた。就中王族中の最高位に在つて、陸海軍の元帥で、内務大臣の要職を占め、最高諮議院顧問官中の最有力者であつた王異母兄ナコンサワン殿下は、守舊派の代表人物と目されて居たのである。

革新要望の機運

君側の事情斯の如くなることが次第に明かとなるに従て、果して王が左右の反對を排して、革新を斷行し得るや否やが疑問視せられるに至つた。而かも一般大衆には政治的訓練が無い。言論の實質的自由も無い。輿論を喚起して革新の氣運を促進し、合法且つ平和的なる手段に依て、改革の目的達成を期するが如きは、百年河清を待つゝの憾あるのみである。最早此際斷乎として直接行動に出で、守舊頑迷の王族を排除して、王を強要するの手段に出づるの外は無いといふのが氣鋭の革新派の意見であつた。斯くて保守派と革新派との思想的對立が漸く顯著となるに至つたのである。

然らば此の革新派の目指すところの革新とは果して何であるか。それには國際關係と内政上

の二つの方向がある。

タイ國が獨立國であるといふことは、何人も異議を挿むものは無いのであるが、然らばタイ國は果して、政治上に於ても經濟上に於ても、外來勢力の壓力に拘泥せずして、獨自の見地を固く執つて進むことが出来るのであるかといふと、それは頗る怪しいものがある。それが出来ない限りは、タイ國の獨立といふものは、實質的には有名無實と云はねばならぬのでは無いか。外國の種々な拘束的な勢力からタイ國を解放すること、即ちタイ國の名實相伴ふ真正の獨立を回復維持することが、タイ民族の福祉とタイ國家の興隆の爲めに、絶對必要な條件である。然るに事大思想の俘となり、現状維持を以て能事了れりとする現在の王族政治家が國政を攪れる限り、政治上及び經濟上に於けるタイ國の獨立回復といふ國民的大理想を行ふことは、到底之れを期待し得べくも無い。即ち先づ必要なことは、是等保守事大の王族政治家を殲すことである。

タイ國は世界大戰後の一般不況の影響を被ることは比較的少かつたのであるが、此の不況は何時まで執拗に繼續して益々深刻を加へ、結局タイ國も亦遂に其の餘波を被ることを免れな

くなつた。一九三〇年頃から、タイ國の最重要産物たる米の輸出不振となり、米價は著しく低落して、爲めに國民生活は不安に陥り、政府の歳入缺陷も甚しく、一九三二年度に於ては、豫算編成難をすら告ぐるに至つた。於是乎政府は、各種事業の中止又は繰延を行ひ、一般政費に節約を加ふるの外、多數官吏の罷免を實行したのみならず、他方種々の新税賦課又は増税を實行せねばならなくなつた。依て政府は屢々國民に對して、此の難局に處して犠牲の精神を發揮せんことを強調したにも拘らず、財政の内容に關しては、毫も之を國民に開示して其の理解を求むるの措置はとらなかつた。それが爲めに、有識有産階級の不平は俄かに昂進して、或は直接國王に上書して救恤を求め、又は納税者たる國民をして參政の機會を得しむることが必要であるとの議論を上下するものが漸く多きを加ふるに至つた。而して斯る議論の反面には、王族が政權を壟斷して獨り富貴の地位に居り、さらに國家萬民の休戚を顧みんとする態度の無いといふ積年の不平の鬱結せるものあることは明白であつて、即ちタイ國民の政治的、社會的及び經濟的地位の向上を期待せんが爲めに、内政上の改革を爲さんとするには、是非共在來の王族政治を覆さねばならぬとせられたのであつた。

畢竟一九三二年に於けるタイ國革命の眞因は、王族政治の内政上及び外政上に於ける専恣と無能に對する不平の鬱積に存し、經濟不況と財政難局とが、その爆發を促進したものと見るべきである。

二、第一次政變と憲法制定

王朝百五十年祝典 却説、毎年の四月六日は、現王朝の始祖ラマ第一世王が、バンコックに於て、初めてタイ國王の位に登つた記念の日で、恰も我國の紀元節に相當する國家的大祝日である。一九三二年の此の日は、王朝創建以來滿百五十年に相當するので、兩三年も前から種々の準備を整へて、首都に於て盛大なる祝典が舉行せられた。又二百萬銖の巨資を投じて、バンコックと其の對岸トンブリーとを連絡する爲めに、メナム河を横切つて架設せられたるラマ第一世記念橋（此の鐵橋はバンコック市内に於て、メナム河上にかげられた最初の橋であつて、船舶の通航を可能ならしめる爲めに開閉式になつて居る）の開通式も行はれたのである。同時にメナム河上に於ては、閱艦式が行はれて、海軍所屬の各艦船が記念橋門の初通航を爲した。

國王は珍らしくも古代様式の裝束をめされて象に乗り、王后をも従へさせられて、記念橋落成式の式場に親臨せられた。第一公式の鹵簿おごそかに、美々しい古式の服裝を着けた多數の樂人の行列は前後に連なつて、行く／＼笛鼓の樂を奏し、嚴重なる歩騎砲工の儀仗軍隊は、さらに其の前後を衛つて肅々として進んだ。式場には、各階級の王族方を始め、在朝在野の主なる貴顯文武官等洩れなく參列し、駐劄各國公使以下外交團及び領事團の各員亦均しく參列した。美々しくも金色に映ゆる大禮服と、烈日の下の劍光帽影は、式場の内外に溢るゝばかりであつた。

四月はタイ國の最盛暑季であるが、華氏百六十度の炎天下に、沿道と兩岸に蟬集する拜觀の群集は、山の如く又潮の如く、チャイヨー（萬歲）の歡聲は遠く近く鳴りひびく。誠に王朝始まつて以來の盛事とも見られて、上下擧つて聖徳を謳歌するものゝ如きさま、王政の榮華茲に極まるの觀すらあつた。此の光景を目睹するもの、誰れか僅か三ヶ月を出でざる後に於けるあの革命の勃發を的確に豫想し得たものがあらうか。

ラマ第一世記念橋の開橋式の後に、王宮前の廣場に於ては、嚴肅なる奉告の祭事が執行せら

れた。其の式場には、玉座を始めとして、各王族、外交團、百官有司の幄舎が設けられ、玉座から高廊傳ひに王宮の方角に高殿がしつらへられて居た。王は此の高殿に登つて、そこに奉安せられて居る佛像の御前に、御親ら御燈明をともしして、跪座御拜せられるのである。その方角は丁度王宮内の王祖の靈廟に方つて居るのである。其の日は晴れた好い天氣の日であつたが、只少しく風があつた。その風は、大禮服に汗を流して居る參列者等にとつては、此の上も無く有難いものであつたが、併しその風の爲めに、王のともされる燈明の火は、つけても／＼消えるのであつた。とう／＼全部の御燈明をともしきらないまゝ禮拜をすまされたやうに見えた。斯る大切な儀式に當つては、それが戸外で行はれるのであることを考へて、何とか適當の設備をしておくべきであつたらうと思はれた。今にして思へば、これも何かの前兆といふものであつたかもしれぬ。それから三ヶ月を出でずして、革命が勃發したのであつた。

盛儀の準備おさ／＼忘りなかりし三月の中頃から、百五十年祝典の混雜に乗じて、何事か不穩の計畫を爲しつゝあるものがある、何か變事が勃發するのではないか、といふ風評が頻りに行はれて、それが爲めに相當人心の不安を來すものがあつたのは事實であつたが、四月六日を

中にする前後五日間の大祝典は、いとも盛大に且つ極めて秩序正しく行はれて、何の事故も無く目出度く終りを告げたのであつた。併しこれは後で聞いたことであるが、此の祝典に、上下官民を擧げて心を奪はれて居る隙に乗じて、革命の旗揚げをするといふ計畫のあつたのは事實であるが、外國人をも交へた數萬の群集が雜鬧する機會に事を起すときは、如何なる不測の危害を醸生するやも知れぬといふ懸念の爲めに、此の時の旗揚げ計畫を中止したのだといふことである。蓋し事實であつたらうと考へられる。

人民黨の躍起 一九三二年（昭和七年）六月二十四日の拂曉、立憲政治要望の國民の聲は遂に爆發した。後で聞けば、内務大臣ナコンサワン殿下は、軍隊内に不穩の情勢があるといふことに付て、屢々報告に接したけれども、百五十年記念祝典の大混雜の機會をすら逸した程のものに、何事が出来るものかと、殆ど齒牙にもかけられなかつたといふことである。併しながら警視總監の屢次の進言もあつたが爲め、二十四日の午前十一時を期して、不穩分子の一齊檢擧を斷行する手筈が整へられて居たのであつたが、ほんの數時間の違ひで、革命派に先手をうたれて仕舞つた。革命勃發の前奏曲とも見るべかりし百五十年祝典前からの不穩流説を、あく

まで見縊ひつて居たといふことは、何としても當局の不明を蔽ふことは出来まい。

革命派は陸軍の大佐級以下の一部將校と海軍の少壯將校と、司法部其他の青年文官の一派と、それに二十年前の革命陰謀の殘黨とが加はつて居り、始めは各別々に寄々革新運動を計畫して居たのであるが、それが或る動機で合流して人民黨の名に於て結束して起つたものである。

六月二十四日の朝八時頃までには、事件の勃發は電波の如くに市内に知れ渡つた。けれども何人が何事をおつ始めたのか、事態が如何なる情勢にあるのか、民衆は全く五里霧中であつた。それも其の筈、王宮附近の要處々々にはタンクが出勤し、軍隊のもの／＼しい警戒もあつたが、商店街は大體平常通り開店して居り、鐵砲の音一つ聞えるでもない。思ひなしか、民衆に焦燥の面持が無いでもないが、王宮附近を除くの外は、街上の情景に格別變つたことも無いのである。豫て噂のあつた革命派の一派が、人民黨の名に依つて、此の前夜半から行動に着手して、未明から王族を襲ふて之れを拉致拘禁したのであることが知れ渡つたのは尙ほ二、三時間の後のことであつた。

即ち人民黨の名の下に結束して立つた文武官の革命派は、先づ近衛第一師團長ビヤ・セナ・

ソックラム少將を強要して、陸海軍部の各長官及び各團隊長等を急遽召集せしめて、一同の舉事參加を要請した。然るに彼等は何れも何の躊躇無く參加を承諾したのであるが、唯一人右のビヤ・セナ少將だけは、容易に之に應じようとしなかつたので、革命の血祭りにビストルの射撃を被つた。當時同師團長の即死が傳へられたが、事實は脚部に銃創をうけた丈けであつて、これが此時の革命政變を通して起つた一つの流血の事故であつた。

人民黨の運動に參加した騎兵隊及び砲兵隊の一部は、午前五時頃、協同して先づ近衛隊の武装解除を行ひ、更に一部隊を派して警視總監に對して、蹶起の趣旨と新政府の設立を通告すると共に、内務大臣ナコンサワン殿下の邸宅を包圍した。警視總監は殿下の許に、革命起るの急報を齎らして、警護の警官隊を派したのであるが、時すでにおそく、殿下の邸宅は、騎兵歩兵の一部隊のために取りかこまれて居り、こゝに軍警の間に銃火が交へられたのであつたが、何れの側にも死傷者を出すことは無かつた。殿下の邸はメナム河に沿つた宏莊な建物である。門前から庭へかけての銃聲を聞いた殿下は、窈かに裏側からボートを卸ろして河上に遁れんとしたのであるが、河上には、革命派に加擔した海軍の砲艦二隻が、いつの間にか艦首をそろへて

投錨して、邸宅の動靜を監視して居るのが朝靄の中を通して見えて居た。表門を打破つてなだれ込んだ革命軍隊は、難なく殿下を捕へて、いたましくも寢卷姿のまゝに、兵士を満載した軍用ローリーの助手臺に乗せまゐらせて、アナンタ・サマコン宮殿に連行して、そのまゝその階上に監禁したのである。此の宮殿は、ラマ第五世の御代に、約八百萬銖の巨費を投じて、材料を伊太利から取寄せ、伊太利人の技師を招聘して造營せられた白大理石づくめのルネッサンス式の華麗を極めた宮殿で、タイ人はスエズ以東無比と自負して居る。王政華かなりし頃は、宮廷の諸般の儀式多くは此處で行はれ、外國公使の信任狀捧呈式も亦常に此の宮殿内のスローン・ホールに於て舉行せられた。陛下御親裁の最高諮議院會議や内閣會議も亦此の宮殿内に開かれる。陛下が首都に在ます間は、此の建物の中央ドームの屋上高く、黄地に赤色を以てガルーダを現はした國王旗が、毎も變らず掲揚せられて居たのであつた。それが此の朝一瞬にして幽囚の城と化して仕舞つた。人民黨は、ナコンサワン殿下を捕ふると殆ど時を同じうして、最高諮議院顧問官たるナリスラ親王及びダムロン親王の兩王叔殿下をも、各其の自邸に捕へて同宮殿に拘禁した。警視總監ビヤ・アテイコンも亦勿論捕へられた。

拂曉、王宮が、突然現はれた一隊の兵士に取かこまれて、王宮警備の近衛隊が、直に武装を解除せられるや、氣の利いた宮内官の一人が、跣足で宮中から逃れ出でて、宮内大臣と式部長官の私邸へ急變を報告した。式部長官は直ちに近處に御假宿中の王異母兄カムベツト殿下に急報した。最高諮議院顧問官で、商務大臣であり、國有鐵道の主管者でもあつた殿下は、此の急報に接すると同時に、式部長官を伴ふて、バンコック中央停車場にかけつけ、その場に入りつたけの機關車數輛を連結して、一路南に走らせること六時間、ホッヒン離宮へかけつけて、首都大變の第一報を陛下の許へ齎したのであつた。そこでは何事も知らせ給はぬラマ第七世王ブラチャディボック陛下が、タイ灣をわたり來る海風の涼味を満喫し給ひながら、やがて國民に參政の權利を賦與せんが爲めの欽定憲法草案の御研究に耽けつて居られたのである。

人民黨の要請と宣言

人民黨は、陸海軍部の完全なる結束の下に、眞に電撃の如き神速機敏なる活動に依つて、ナコンサワン殿下を始め、有力王族を拘禁し、警視總監其の他要路の反對派の人物をも捕へ、瞬く間に首都の實權を收め得て、アナタ・サマコン宮殿の階上が、幽囚の密室となつて居るその階下では、勝ち誇つた革命派が、新政府の樹立を宣言した。そして

直に國王に宛て、次の如き公式要請文を發送した。即ち

「文武官を以て組織せられたる人民黨は、今既に王國の政權を收攬し、ナコンサワン殿下其の他の王族を人質として收容せり。若し人民黨員にして何らか危害を加へらるゝが如きことあらば、是等諸王族が直に報復を被ること免れざるべし。人民黨は王位篡奪の意思を有するものにあらず、その主たる目的は、立憲君主政體の確立にあるのみ。仍て下名等は、陛下が、人民黨に依りて樹立せられたる立憲君主國の元首として、君臨せられんが爲めに、首府に御還幸あらんことを要請す。萬一陛下にして此の要請を拒絶せらるゝか、若くは此の書面接受の時より一時間以内に、回答を與へられざるに於ては、人民黨は、立憲君主政府の設立を宣言した。適當なる他の王族を迎へて之れを擁立すべし」

とあつた、而して此の要請文に署名したものは、陸軍大佐ビヤ・パホン・バラバユハ・セナ、同ビヤ・ソンスラデッチ及びビヤ・リッチ・アカーネの三名であつた。此の文書を携へた特使は、陸兵百二十五名と海兵七十五名を載せたる砲艦スコータヤ號で、ホッヒン離宮に在る國王の許に急行した。同時に、バンコックの市内には、人民黨布告と題した次のやうな傳單を撒布した。

「人民黨は王族を拘禁せり。

人民黨の行動に反抗するものあらば制裁を加へらるべく、拘禁中の王族の安全も亦害はるべし。」

それと同時に印刷した長文の宣言書が發表せられた。それは人民黨が從來の専制政治に對して懷いて居る思想感情を、忌憚なく言ひつくして居るものであるから、長文を厭はず、其の要譯を掲げておく。曰く

「現國王即位の當初に於て、望を其の善政に囑したる國民の期待は全く裏切られたり。王は常に絶對權力を把握し、重要國務は擧げて之を王族と嬖臣に委ね、毫も民意に聽くところ無し。而して是等の王族と嬖臣とは、縦に其の權力を濫用して、苞苴は收められ、官廳の購買は節度を失し、或は爲替相場に依り奇利を計りて、財政を紊り經濟を攪亂し、國家を毒し、國民生活を窮乏の極に陥れたり。是等は皆民衆周知の事實にして、全く専制政府の秕政に屬す。民衆の康寧を以て念とするにあらざる現政府の存續する限り、國家の難局を濟はんとするも及ぶべからざるなり。蓋し専制政治は、國民を奴隸視又は獸畜視し、鞭撻を事として毫

も之を撫育することなく、王と王族とは、國民の膏血を絞りて、其の私腹を肥すこと數千百萬金の多きに及び、政府が人頭税其の他の租税を徵するや、無資の者と雖も其の微財を沒收せられ、又は苦役に服せしめらる。されば王族暖衣飽食して尙ほ足れりとせざるとき民に草色あり。専制政治の弊竇斯の如く極まれるもの、我國を外にして、現代に其の類例を見ず。曾てカイゼル治下の獨逸とザール治下の露西亞とありたれども、何れも久しく其の社稷を保つこと能はざりき。

王の政治は國民を欺くことを以て之れ事とせり。政府は産業助長を唱ふるも、國民の期待は一も報ひらるゝ所なし。加之政府が、國民無智の故を以て、其の國政參與を拒めるは、租税負擔者たる國民を愚弄するものと云ふべし。國民皆無能にして、王族獨り明智なりとするも、何の誇に値するあらんや。若し一般國民の智識尙ほ未だ王族に及ばざるものありとせば、之れ教育の未だ普及せざるが故に外ならず。而して國民教育の普及せざるは、民を愚にして御するに易からしめんが爲め、王族の之を妨害せるに由るのみ。されば我が國民須らく、國家は國民の國家にして、從來教へられ來りたるが如く、國王の國家にあらざることを知る

を要す。吾等國民の祖先は上下協心戮力して、國家の獨立を維持し來りたるに反して、今日の王族は、縦に國民を誅求し、手を懐にして數千萬の巨財を積むを以て能事と爲し、最近經濟悲況の極、農民と兵士の父母が、收支相償ふ能はずして、耕作をも放棄するの已むを得ざるに至りつゝある事態をも傍觀して、何等救済の途を講ずること無く、却つて數多の吏員を解雇す。學生は業を卒へ、兵士は解召せらるゝも、職を得るに由無きもの甚だ多し。下級官吏又は下士兵卒等は、恩給々與の恵にも浴する能はざるなり。凡そ政府が國民より徵收する金額は、國民發展の爲めに使用せられ、失業者に職業を與ふる爲めに活用せらるべきものなり。然るに君主專制政治の弊の極まるころ、王族の爲す所は毫も茲に出でず。彼等は國民の膏血を搾取することによりて蓄へ得たる餘財を外國に送りて、一朝事あるとき、國民の疾苦を後にして、國外逃遁の用意と爲せり。其の罪惡憎みても餘ありと云ふべきなり。

以上の如き稅政百出に惱み來りたる國民、軍人、官吏等は、茲に人民黨を結成して、政府及び君主に屬したる權力を奪回するを得たり。惟ふに稅政改革の途は、一に議會を創設して國政を公論に決するにあるのみ。吾等は一人の利害と理想に代ふるに全國民の利害と理想を

以てして、國政を行はんとするものなり。

國家の元首に關しては、人民黨は國王の地位を奪はんとするものにあらず、依然現國王を推戴して元首と爲さんとす。然れども國王は、國家憲法の下に立たざるべからず、人民議會の協賛に依るにあらずして、國政を獨裁すべからざるなり。

人民黨の此の要望は、既に之を國王に通牒して、其の回答を待ちつゝあり。若し王にして、此の要望に聽従することを以て、自己の權威を失墜するものなるが如く思惟し、所定の時間内に確答を與へられざるに於ては、之れ乃ち我民族に對する叛逆に外ならずと認むべく、事茲に到らば、勢ひ共和制度を布き、元首は人民議會に於て之を選擧し、任期を定めて其の職に當らしむべし。斯の政體は、國家の興隆を期するが爲め、最善なるものにして、國民各々其の所得るに至るべし。我國由來天恵に富むあり、王族の不正に蓄積したる數億千萬の財産を沒收して之を國家繁榮の資に充用すれば、國民皆其の業を得て安んじ、國家は正さに更生して、國礎の鞏固期して待つべきなり。

人民黨の施政は、智識と經驗に則り、決して專制君主の轍を踐むことなし、即ち人民黨の

採らんとする施政の大綱は左の如し。

- 一、法権、財政、經濟の獨立の擁護
- 二、治安の維持、犯罪の防止
- 三、堅實なる經濟政策の樹立實施に依り、各人に職業を與へて國民生活の安定を期し、以て國民の經濟福祉増進を圖ること
- 四、國民平等權の確立（從來の如く王族が國民に對して權力を有することを認めず）
- 五、國民の自由の確保（但し上記四項の基礎的條件と牴觸せざる範圍に於て）
- 六、國民教育の完全なる普及

國民諸君よ、冀くは、專制政治を打破して國家の平和を維持し、以て國民をして其の塔に安せしめんとする人民黨の計畫成就の爲めに協力せよ。假に人民黨の運動を支援することを欲せざるものと雖も、之に障害を來すべき行動を執る勿れ。人民黨の行動を援助するは、即ち國家と國民と其の子孫を濟ふ所以なり。之に依つて我國家は始めて完全なる獨立を維持し、國民は危害を免かれ、各人職を得て貧困に惱むなく、平等の權利を享有して王族の奴隸

たる地位より脱却し、四民虐使の時代は葬り去られて、文化燦然たる幸福の世界が實現せられるべきなり。

三大佐から國王に宛てた要請文と、市中に撒布せられた此の宣言書とを比べて見て、誰にでもすぐに氣の附くことは、前者にありては、専ら立憲君主制度をのみ要請して居るのに反して、後者に於ては、場合に依りては、共和制度の樹立を辭しないことを言明せるのみならず、却つて共和制を以て立憲君主制に優るものとする思想をすら示唆して居ることである。察するとこそ、人民黨の一部には、共和制を以て理想とするものが、慥かに有つたのであらう。だからこそ斯様な宣言文が起草せられたのである。然るに萬一國王が人民黨の要請を拒絶した場合の措置に於て、蹶起間際まで黨内に異論が有つて、結局最後の瞬間に於て、恐らく軍人側の主張が貫徹せられて、立憲君主制一本槍で進むことに定つて、其の結果が前記の國王宛要請文となつたものであらうと思はれる。宣言文の方は、最早之れを改刷する暇が無かつたか、又は不用意の裡に、そのまゝ市中に出されて仕舞つたのではあるまいか。何れにせよ、此の宣言文こそは、人民黨幹部と、國王及び王族一派との間に、越へ難い溝渠を作つたものである。又人民黨の幹

部には、赤い分子が居るのだといふ宣傳の素を作つたのも亦此の宣言であつた。文中に王族財産の沒收にまで言及して居るところからして、反対派から難癖をつけられたのも、餘儀無いことのやうに思はれぬでも無いが、併し赤色云々の宣傳は當を得たものとは考へることは出来ぬ。

さて人民黨は、首都の實權を收めた後、其の日の午後、拘禁中の内務大臣、ホワヒンへ走りたる商務大臣、半島地方旅行中の國防大臣及同副大臣（以上何れも王族）を除きたる爾餘の各省大臣（此の内、外務、大藏、文部の三大臣は王族）並に次官を、武装威嚇の下に、アナタ・サマコーン宮殿に連行して、四時から六時まで二時間に亘る會商を行ひ、人民黨の統制の下に従前通り各其の主管事務に執掌すべきことを誓はしめた。尙ほこの際、人民黨の有する人民代表議會開設の腹案が説明せられ、又諸外國へ通告の方式に關して、外務大臣と黨幹部との間に應酬があつた。此の會商の結果夕刻に至つて、ビヤ・バホンの署名せる

「人民黨は立憲政府設立の目的を以て政權を收攬し、ナコンサワン殿下は之れを承認したり。各省官吏は平常通り、其の主管事務に従事すべく、違背するものは處罰に附せらるべし」

との布告を發し、同時に急使を以て、各國公使館及び領事館へ次のやうな意味の外務大臣口上

書を送つた。

「今や國權を總攬する臨時政府は、公序を維持し、王國內住民の生命財産を保護する爲め、必要なる一切の措置を講ずべく、且つ一切の條約其の他の國際義務を遵守すべし」

國王の還都 明くれば六月二十五日の午前十時半、前日ホワヒンの離宮へ急派せられたヌコータヤ艦長から、革命軍司令宛に

「國王は人民黨の要請を受諾せられ、陸路御還幸の御希望であるから、其の手配あり度い」との第一電が着いた。引續いて次のやうな第二電が到着した。それには、人民黨の要請受諾に付ての、國王御自身の悲痛なる御感懐がもられ、且つ退位の御意向すら洩されて居る。

「立憲政體の下に君臨する爲めに、朕の首都還幸要請の次第了承せり。不名譽なる暴動によりて流血の慘事を見むことは、朕の望まざる所なり。朕の専ら念とするところは、國民の安泰にあり。朕は夙に親ら立憲政體樹立を考慮し居りたるものなるが故に、此の際憲法を發布して、之れに適應する新政府の設立を助くることを受諾す。若し朕にして此の要請を受諾せざるに於ては諸外國も亦新政府を承認せざるべく、延ひては紛擾擴大の恐れあればなり。

朕は身體強健ならず、加ふるに儲嗣無く、朕が國政を總攬すること、將來久しきに亘ると能はざるべし。朕は毫も自己の權勢擴大を企圖するものにあらず。又朕は、我が民族の進歩發展を計りて、能く諸外國民と其の繁榮を競ふの域に達せしめ得るの器にあらず。斯の如きは朕が真情の發露なり。」

斯くて其の夜半即ち二十六日の午前零時、國王は王后と共に、鐵路バンコックへ御還幸になつた。豫てから兩陛下に扈從してホワヒンに在つた王岳父スバステイ親王と、前々日急變突發の第一報をホワヒン離宮に齎らした王異母兄カムベント親王の兩殿下も亦王と共に歸京せられた。事變勃發の早朝、脱兎のやうに飛び出した機關車が、今は敗將の弊馬のやうに、力無げに王室専用停車場のプラットフォームに、一輛の客車を牽ひて靜かに着いた。停車場の内外は、革命軍隊の嚴戒裡におかれてあつた。その中から懐かしげに王を御出迎へ申上げたのは、宮内大臣唯一人であつた。老大臣は悲痛なる沈黙を以て、玉顔を見上ぐるばかりであつた。王は王后と共に、軍憲の警護の下に、住み慣れたデュシット宮殿には向はせられずして、御即位前の御居殿であつたスコータヤ御殿に入らせられた。陛下は御即位前は、スコータヤの宮殿下と

申上げた御方である。其の函簿には、いつものやうな立派な御料車を用ゐず、臨時政府借上げ中の普通車を用ゐ、儀容全く整はず、見るものをして、世相の急變と王者運命の轉變に對して、感慨無量なるものあらしめた。

臨時憲法の發布

夜が明けて二十六日の朝、人民黨幹部は、宮内大臣を通じて、謁見を願出た。陛下は午前十一時十五分、侍從長の導引に依り、幹部九名のものに謁を賜つた。幹部は先づ、今次革命運動關係者の行動に付いては、之を處罰せざる旨の勅令に御署名を請ふた。

陛下は直ちに之を容れられて署名された。此の政體變革に關する犯罪赦免令は、其の日の午後發布せられたのであるが、其の前文には「國王は勅して之を天下に公布せしめ給ふ」と冒頭して

「弊政の矯正と國民疲弊の救済を以て念願とする果敢なる人民黨員は、國家國民の破局を未前に防止し、以て諸外國に於けるが如き燦然たる文化開發を期せんことの冀望に倚り、憲法を制定して、朕をして憲法の下に王位を承續せしめんと要請せり。此の要請に對しては、一部王族並に舊官吏等の不滿を感ずるものあらんも、斯の如き事態は、諸國通有のことにして如何に進歩せる國家にありても、時として免るゝ能はざる所なり。今次我國に於ける政變の成

行としては、寧ろ極めて穩當なる事態なりと云ふべし。一部王族及官吏を拘禁せるは、黨の安全の保障と共に企畫遂行の方便たるに過ぎず。被拘禁者は何等危害又は凌辱を加へられたること無く、又之を加ふるの意思あること無し。顯貴に對しては適當なる優遇が與へられたり。

朕は夙に憲法政治確立に付考慮する所あり。従つて人民黨今次の行動は、朕の意を得たるものにして、朕は國家民族の爲め、憲法政治の實施に好意を有し、毫も人民黨の行動に反抗し、又は之を妨礙するの意思を有すること無し」

と述べたる後

「人民黨に屬する何人たるを問はず、其の行動の何たるに拘らず、今次の政體變革に關聯して法律に違反するものありたる場合、之に對して法律を適用することを得ず」と規定して居る。

次いで幹部は、豫て用意したる憲法草案を讀み上げ、之にも直に御署名が願ひ度いと申出た。陛下には、一應之れを讀み度いと仰があつたので、一時間の猶豫が與へられた。幹部からの、成るべくお早くとの註文を聞き流しつゝ陛下は別室に退かれたが、一時間後に至りて、

「時間の餘裕無くして十分理解出來ぬものもあり、理解無くして署名することは不可能である」とて、容易に署名を御容認にならぬ。結局滿一日、即ち翌二十七日午後五時迄の猶豫が與へられることになつた。此の時の謁見に際しても、又前日諸大臣や次官等との會商に於ても、主として折衝の矢表に立つたものは、ルアング・ブラディット君であつた。その主張は常に極めて強硬であつたが、其の態度舉措は、頗る懇懇鄭重であつたと云ふことである。

其の翌二十七日の午後三時半、早くも人民黨の幹部は、再び國王の御殿なるスコータヤ宮殿に參候して、國王の御返事を待つた。午後五時約定の時間に、王は出御遊された。此の時の王の御心境に付ては、外間から之れを窺ひ知ることは出來ぬけれども、窺かに洩れ承るところに據ると、王は人民黨幹部の者等に對して、「朕は此の際この憲法に署名して立憲君主政體の樹立を完成せしむると共に、退位せんと欲するものである。朕は不敏にして國政舉らざるの非難は之を甘受すべしとするも、而かも朕は、誠意をつくし全力を傾けて、蒼生の福祉を念願企圖し來つたもので、此の點に於て、心事何等やましきものはない。然るに人民黨の發した宣言文中には、言を極めて朕の秕政なるものを攻撃して剩すところが無い。此の上王位に留らんこと

は、何人と雖も能く爲し得るところで無い。朕には儲嗣が無い。健康も亦勝れぬ。寧ろ退いて安易な餘生を楽しむべきである。朕夫妻の生活は、極めて僅少の經費を要するのみ」と仰出されたことである。人民黨幹部等は、極力國王をおなだめ申上げ、當初の宣言を相當緩和するの措置をとるべきことを約して、辛ふじて退位のごときは翻意せられたといふことである。

そこで王は、人民黨提出の憲法草案に對して、その内容は變更せぬが、唯だ一ヶ所丈、餘り重要ならざる修正をしたいと申出でられた。それは人民黨の幹部に依て受け容れられた。王は靜かにペンをとつて、草案第一頁の冒頭に、「臨時」の一語を書き加へられた上で、御親署を了せられたのであつた。王は、此の動亂の渦中に於て作成せられた憲法を假憲法となし、追て憲法起草委員會を設けて、恒久憲法を完成しようとの叡慮から、此の奇手をうたれたのであつた。當時巷間にも「或る重要ならざる修正」がなされたと傳へられてゐたのであつたが、その修正のポイントが何であつたかを知るに及んでは、所謂「重要ならざる修正」が、實は甚だ「重要な修正」であつたことを思はねばならなかつた。それは臨時憲法と確定憲法とを比較して見て、國王の憲法上の地位——その榮譽と權能に、多大の差異あることを見れば、直ぐ

に首肯せられることである。銃劍の威嚇の下に、急迫緊張せる空氣の裡に於て、沈着にして思慮深き王の叡智のひらめきが看取せられるのである。併しながら既に述べたやうに、豫て憲政實施の御志あり、欽定憲法の草案脱稿とまで運ばれて居たのに拘はらず、斯る情景の下に、人民黨の強要する憲法を受諾せねばならなかつた王の御胸中は察するに餘りがある。御署名の席に在つた侍臣等は、王の御心境を聞き、皆な面を蔽ひ聲を揚げて泣いたといふことである。誠にさもあるべきこと、察せられる。

第七世王の御署名を了した此の臨時憲法は、其の日の日附を以て、翌朝發布せられた。一九三二年六月二十四日の拂曉突如行動を起した人民黨は、僅かに三時間にして實權をその手裡に收め、又僅かに四日にして、立憲君主政體樹立の目的を達成した。爾來六月二十七日は、國家最重要の記念祝日として、毎年盛大なる祝典の舉行せられる日となつた。

此の臨時憲法に據れば、國家の主權は國民に專屬するものなることが明かにせられて居る。そして統治の機關は國王、人民代表議會、人民委員會及裁判所の四つである。國民主權の具象的發動は、人民代表議會に依つて行はれ、人民委員會がその執行機關となるものである。國王

は、憲法上の統治機關の一つであるけれども、事實に於ては、法律の施行、判決の執行その他國權の發動は、國王の名を用ふると云ふのみで、國王は人民代表議會の執行機關たる人民委員會の勸告に従つてのみ行動し得るに過ぎぬ。特に國王に固有の實質的なる權力は何物も無い。建國以來の専制萬能の國王は、一朝にして其の權力の全部を喪つて了つたのである。各省を主管する大臣に至りては、人民委員會に對して責任を負ふ事務官に過ぎぬものとなつた。人民委員會は、人民代表議會に依つて選任せらるゝものであつて、議會はその必要と認むる場合に於ては、何時にてもこれを改造し得るの權能を有して居る。而して人民代表議會は、議員の任期満了によつて改造せらるる場合の外は、解散の制度を認められて居らない。要するに議會萬能の制度となつたのであつた。猶臨時憲法に付て吾々の注意を惹いた事は、該憲法が種々の細目に涉る規定を設けて居つたに拘らず、成文憲法として極めて重要であるべき規定、例へば國民の兵役及納税の義務に關する規定を設けて居なかつたこと、又身體居住の安全、信書の秘密、言論及び信教の自由並びに所有權の保障等に關する規定をも設けて居らなかつたこと等、それが故意にかか不用意にかは知らぬけれども、如何に咄嗟の間に起草されたるものであつたと

は云ひながら、是等重要なる規定を缺いただけでも、この臨時憲法は不完全なものであると云ふ感を懐かざるを得なかつたのである。

人民代表議會及び新政府の成立

其の翌六月二十八日午後に至つて、臨時憲法に據る人民代表議會及人民委員會が成立した。人民代表議會は第一段の過渡期に於ては、人民黨の指名する七十名の議員を以て組織せられた。人民委員會は、議會に於て議員中より選任する委員長と其の委員長が議會の承認を経て、議員中から選任する十四名の委員を以て組織せられたのである。この日、人民黨幹部は、その豫め用意せる所に依つて、議員として指名せらるべき七十名の者の參集を求めて、黨本部たるアナタ・サマコン宮殿に於て、革命軍司令ビヤ・バホン大佐司會の下に、正式指名を行ひ、各員は國旗の下に、國家及國民に對する忠誠を宣誓し、人民黨の六綱領を恪守すべきことを宣言して、茲に人民代表議會が正式に成立を告げた。直に議長及副議長の選舉を行つたが、議長には元文部大臣のチャオビヤ・タマサツク氏が當選し、副議長には退職の陸軍少將ビヤ・インドラ・グイチット氏が當選した。ビヤ・インドラ少將は後に駐日公使となつて、昭和九年三月迄在任した人である。

先是革命軍司令は、人民代表議會開會の旨を國王に通報したが、王は議會の成立を嘉すとの回答を與へられたのみで、議場に御臨幸のことは無かつた。

次で議會は、人民委員會委員長として、控訴院長ビヤ・マノーを選任し、同委員長は、直に議員中から十四名の人民委員を選任して、議會の承認を経た。その翌二十九日には、王は人民委員會の推薦に依つて、各省大臣を任命した。斯くて新しい立憲政府の陣容が整ふたのである。

人民黨幹部の選擇によつて指名せられた七十名の議員の色別を見ると、今度の革命に參加した人民黨の幹部、一九一二年の革命陰謀に加つて居つた者、其他人民黨の適當と認められた官吏及普通人である。長老政治家とも云ふべきものは僅かに三名に過ぎない。陸海軍人が十七名、司法省内の在官者が七名、内務、外務、大藏、文部、農務各省の現職官吏一名又は二名宛、商務省關係者は二十四名の多きに及んで居るが、高級者は殆ど一人も無い。純實業家と看做すべきものは僅かに四名に過ぎなかつた。七十名の議員の名を茲に掲げるとは略するが、初代の人民委員と内閣員丈掲げておく。即ち、

人民委員會

Phya Manopakarana Nitichada (委員長)
 Rear-Admiral Phya Prija Jolayudh
 Third Grand Councillor Phya Srivisar Vacha
 Colonel Phya Bahol Palapayuha Sena
 Colonel Phya Song Suradej
 Colonel Phya Riddhi Aganeya
 First Councillor Phya Pramuan Vichabhul
 Lieut. Colonel Phra Prasasana Biddayayudh
 Major Luang Bipul Songgram
 Lieut. Commander Luang Sindu Songgramchai
 Luang Pradit Manudharm
 First Deputy Councillor Luang Dej Sahakorn
 First Deputy Councillor Tua Nabhanukrom

First Deputy Councillor Prayoon Manorn Nontri
Nai Naeb Baholayorthin

内閣

国防大臣（心得） Major-General Phya Prasertn
内務大臣 First Grand Councillor Phya Chasenayapati
農商務大臣 First Grand Councillor Chao Phya Wongsu Nuprabadh.
文部大臣（心得） ○Phya Pramuan Vichabhul
外務大臣 ○Phya Srivisar Vacha
司法大臣 Phya Deb Vibura
大藏大臣 ○Phya Manopakarana Nitihada

新大臣中には、政變直前の政府の大臣であつた者は一人もゐない。王族も一人もゐない。
○印を附したものは、人民委員会に席を有するものである。又内務大臣一人を除くの外は、凡て人民代表議會の議員である。

ナコンサワン殿下の出國

政變の勃發と同時にスローン・ホールに拘禁せられた最高王族の内、ナリストラ及びダムロンの兩王叔殿下は、臨時憲法發布の後間も無く歸邸を許された。尤も其の邸宅は門を鎖して、銃劍兵士の嚴重な監視が附されてゐたが、其後時を経て、何時の間にか其の警戒も解かれたのであつた。然るにナコンサワン殿下のみは、スローン・ホールが人民代表議會の議事堂として供用せられることゝなつた爲め、離宮内の他の建物に移されて引續き拘禁せられ、漸く七月三日の朝に至つて、外遊準備の爲に歸邸を許され、四日の午後二時半、王室専用停車場發臨時列車で、家族全部を伴つて、スマトラのブラスタギーに向つた。之より先二十八日の臨時憲法公布と同時に、國王は、次の様な勅書を發し、宮内大臣をして、これを各王族に傳達せしめて、その輕舉妄動を戒められた。

「人民黨は、安寧秩序攪亂の聲王族の間に起り、之を放任せば、其の波及するところ、不測の大事を惹起する無きを保せずと思惟するの故を以て、此際王族の誤解を一掃せんが爲、朕の協助を乞ふところあり。惟ふに王族の行動果して人民黨の云ふが如くなるに於ては、甚だ穩當を缺くものと謂はざるを得ず。國家の治安維持の爲めには、王族も亦宜しく一致協力す

る所なかるべからず。蓋し憲法の制定は、朕の冀望に適へるものなればなり。宮内大臣宜しく朕が意を體して、各王族その身を持つること公正にして、治安妨害の行動に出づること無く、常にその言動を慎重にして、苟も禍因を醸すが如きことなかるべき旨を傳達せよ」

斯る勅諭が發せられた一事から、當時各階級の王族の間に於て、種々の反革命策動が行はれつゝあつたことを臆測するものゝあつたのは餘儀無い次第である。事實斯る策動があつたか何うかに付ては、此の際言及を避けておくが、兎も角王族中の最重要人物であるナコンサワン殿下に對する人民黨側の警戒が、最も嚴重であつたのは、時局柄當然の次第であつた。それに就て、七月五日、新政府の某要人の話に據ると、新政府部内には、一方に於て随分極端な主張をするものもあるが、又他方には反動傾向の一派と目すべきものも有るのであるから、若しナコンサワン殿下が此の際拘禁を解かれたまゝに國內に留まられたならば、殿下を中心にして、如何なる不測の擾亂が発生するかも知れない。それゆゑ殿下の外遊は、實は國王の御發意であつて、殿下も亦喜んで之に従はれたのであると云ふことであつた。尙ほナコンサワン殿下の御外遊に就ては、王位繼承問題に關聯して之を考へるものもあつた。即ちラマ第六世王の制定に

係る王位繼承法に據ると、當時推定の王位繼承順位にあるものは、王異母兄故マヒドン殿下の遺子アナタ・マヒドン殿下（昭和十年ブラヂャディボック王の退位と共に即位せられたお方である）であるが、同殿下は未だ僅に八歳の幼齡で、其の生母も王族出では無いといふやうな事情もあつて、世間では、ブラヂャディボック王御退位の後は、ナコンサワン殿下が王位を繼ぐものであると一般に信じられつゝあつた有様である。乍併ナコンサワン殿下の登極は新政府の最も忌む所である。同殿下は、諸王族中最高の地位に在つて、多くの重要な官職を兼ねて居り、内外人の尊敬を一身に聚めて居たのであるが、近來其の聲望がタイ人の間に頓に衰へたかの觀があつた。殿下は内務大臣として言論を壓迫することが極端であつたが爲に、甚しく一派の憎惡を購つたのみならず、王室を別として、タイ國第一の資産家でもあるので、全く事實とは思はれないやうな色々の噂が立てられて居たのも事實である。臨時憲法は、ブラヂャディボック王を以て、タイ國の國王とすることを規定し、且つ王位の繼承は、議會の承認を條件として、王位繼承法（前述）の規定する所に據る旨を定めて居る。即ち王位繼承者を選擇する權能は、結局議會が握つて仕舞つたのである。然るに國民總意の名を以て議會によりて代表

せられる人民黨部の意思を行ふが爲めには、ナコンサワン殿下の在國は、色々の不便あることは想像に難く無い。夫れ故に殿下の外遊は、この繼承問題を、無難に人民黨の希望通りに解決する爲めの用意に出でたものであるといふのである。

ナコンサワン殿下御出國の事由は兎も角として、七月四日の午後、殿下のバンコック御出發に當つては、其の發車驛も發車時間も、全く之を曖昧にして、何人にも知らしめられなかつた。それにも拘らず、王室停車場の外は、數十名の兵士と數臺の装甲自動車とを以て、極めて嚴重なる警戒が加へられ、近親者や知友の見送すらも許されなかつた。同伴者は妃殿下、伯母殿下、令嗣チュンボット殿下夫妻及令孫、數人の王女殿下等その大家族の全部であつたが、一行の服装も全く整はない。ナコンサワン殿下の如きも、ゴルフパンツを穿いた輕装の儘であつた。車中には革命軍の士官數名同乗して、國境迄護送して行つた。その有様は恰も重大犯人を國外に追放するかの如くであつたと云ふことである。臨時列車は五日午後四時四十分、英領マレイとの國境驛バダンベサルに着いたが、英國側からの出迎等も皆無で、直ちに同地發彼南に向はれたのである。

時局とラマ第七世王の英斷

先是プラヂャディボック王が、臨時憲法御署名に當つて、その悲痛なる御心境を御洩しになつたことは、前に述べた通りであるが、元來人民黨始め一般國民の反感の對象は、國王よりも寧ろ國王を圍繞する王族にあつたので——就中ナコンサワン殿下が最も其の中心となつたのである。それに、國王に於ては、既に欽定憲法の草案をも脱稿するに至つて居られた事實も段々に知れ渡つて來て、此度の革命舉事が些か逸まり過ぎたものであり、殊に最後通牒に類する如き要請文を國王に突き付けたり、又最高王族等を逮捕監禁すると云ふ様なことは、餘りにもやり過ぎたことである、と云ふやうな感情が、大分巷間に擡頭して來る様にもなつたので、もしも國王が退位せられ、隨つて王位繼承問題が起り、それに伴ふて種々の紛糾が續發することになると、人民黨としては、事實上同黨が王位廢立を圖つたこと、又之に伴ふ國內の不安招來の責任を負はねばならぬことになり、一般の輿望を繋ぐ所ではないと考へられた。それで人民黨幹部では、極力國王を宥めて御留位を懇願したのであるが、それに關して、新政府はその成立直後次の様な意味の聲明を發した。即ち

「人民委員會委員長ビヤ・マノー、人民委員ビヤ・スリビサーン、ビヤ・ブリジャ、ビヤ・

バホン及びルアング・ブラディットの五名は六月三十日、スコータ宮殿に於て拜謁を賜り、國王に於ては、過去に於て既に憲法制定方御考慮中であつたが、或る制御し難き勢力の牽制によつて、その達成が遷延して居つたことを遺憾に思召されること、又國王に於ては、前政府時代に、官憲の權力を濫用する者の尠からざることを知つては居られたけれども、彼等は常に國王の眼を避けることに努めたが故に、國王として直接之を制御せられることが不可能であつたと云ふ聖旨を承はつた。國王は居常國民の爲に善政を布かんことを以て念とせられたのであるから、今回の人民黨の行動を是認せられて、國民を以て本とする憲法政治を受諾せられたのである。人民委員會は、國王が國家國民の最高利益を以て念とせられるものなることを信じて疑はぬものである。」

タイ國の革命が、他の諸國の革命の場合に例の無い程の穩かさを以て手際良く遂行せられたのは、人民黨の周到且つ機敏なる行動と國王の時局救済の英斷に由るものと云はねばならぬ。それに付ては斯様な挿話もある。盤谷から東北に當るコーラートに駐屯する第二軍團は、ノンナワン殿下と縁故の深い軍隊であるが（翌一九三三年十月に叛亂を起したのも此の軍隊であつた）。

同軍團長は、首府の急變を聞いて直ちに電報をホッヒン離宮へ發し、「國王にして人民黨の要請を拒絶せられるならば、自分は直ちに部下を率ゐて國王のために一戦を辭せざるものである」と奏上したところが、王は「事既に定まつて、時局は全く人民黨の手裡に收められた。此の際濫りに策動すれば、國民流血の慘事を惹起することは必然であり、且つ諸外國との關係も紛糾を見るに至るであらう」とて、之を慰撫せられたといふことである。新政府の當局も「今回の事が斯の如く平靜に進行して、唯一人の負傷者の外には、何等流血の慘事も無く、騷擾混亂を見ることもなく、神速に時局の拾收安定を見ることの出來たのは、一に國王の賜である。此の新事態に對して、萬一にも國王に於て逡巡せられる所があつたならば、時局は必然非常なる混亂を免れなかつたであらう。國民が國王果斷の功に負ふ所は甚だ大である。人民黨が今回の如き手段に出たことは、國王として之を喜ばれるべき筈も無いが、國王は新憲法には御満足である」と語つて居た。

新政府樹立後の情勢 扱て、新立憲政府の陣容成りたる後、政府は直に革新建設的努力に入つた。議會は毎週三回開催せられ、税制の改廢、官廳の廢合等を行ひ、殊に最高諮議院、樞

密委員會、財務委員會、國防委員會等舊政府時代の重要機關は、憲法と相容れざるものとして總て之を廢し、王族の樞要の地位にありたるものは悉く之を斥け、且つ陸海軍を改編して、將官級の將校は僅かに一二を除くの外、總て現役を退かしめ、大佐級に於ても多數の者を罷免して、軍部の實權を軍部出身の人民黨首腦部の手裡に收め、又バンコックのみならず普く各地方に委員を派遣して、革命理想の宣傳に努めた。乍併其の後數ヶ月の間、表面上には特に不穩の事故は無かつたに拘らず、人心全く安定を得る譯にはいかなく、何となく不氣味な暗流が横はつて居る様な氣がした。人民黨の中心人物で、革命の成就と共に人民委員となつたビヤ・バホン其の他の軍部首腦も、黨本部内に家族と共に立籠つた儘、外部との接觸を絶ちて、只管身邊の危険を慮るかの如き有様であつた。政府の重要地位から退けられた王族等は、表面聲を潜めて何等爲す所無きが如くであつたけれども、人民黨の執つた直接行動と、其の後に於ける王族排斥の措置に對しては、極度に憤激して居つたことは云ふまでもなく、革命の當時國王が、時局の紛糾混亂を避けんが爲に採つた聽從的態度に對してすら、不平の者が尠くないと云ふことであつた。政府は新聞紙その他が、王族に關する虛實判然しない報道を爲すを差止め、且つ

又、王族に對して決して差別待遇を爲すものに非ずと云ふことを屢々説明したが、到底多數王族の不平を翻へし得べくもなかつた。又陸海軍の改革に依つて罷免せられた高級將校等の不平なる者も尠からず、現役に残つた將校の中にも、平生から王室又は王族と特別な關係を有したるものや、此度の革命に干與しなかつたもので、自然首腦部から寧ろ疎せられて居る者も多かつた。是等の者が、進んで事を爲すことは無いにしても、何等かの動機が與へられたならば、雷同して直に動き得る分子と云ふものは相當澤山であつた。殊に今回の革命の成功は、勇氣ある將校數人が策謀して全軍隊を握り、大事を成就するに至ること必ずしも至難事ではないといふ、事實上の教訓を與へたのであるから、全く油斷はならぬ。高級官吏の退職者中、保守派と看做すべき長老政治家の間にも、革命首腦者の暗殺を計劃して居る一團有りとか、其の他類似の風説が甚だ多かつた。更に又、新政府成立以來、人民委員會に對し、種々雑多な請願を提出するもの夥しく、或は官業工場の勞働者、官廳の下級官吏、鐵道従業員等の待遇改善を叫ぶものあり。諸官廳に於ては、長官又は上官を彈劾して、其の罷免を要求するあり。又反對に、政府が罷免した者の復職を要望する者もあり。就中文部省管下に於て、本省の高官又は校長教師等の

排斥が最も盛に行はれた。更に又民間から官憲の非違を摘發する者が尠くなかつた。軍部及び警察に於てすらも、兵士や警官等が待遇改善を要求するあり、其の統御が愈々困難となつた。是等諸種の勝手氣儘な請願や要求に關する記事が、日毎の新聞紙面を賑はして、停止するところを知らざる有様で、心有るものをして、その成行を深く憂慮せしめた。政府としても全く之を持つて餘し、一般民心の不安と附和雷同の弊を助長せんことを懼れて、特に請願受理委員を設け、同時に新聞紙の請願記事掲載を差止めた。此の間屢々共產黨分子の傳單配布等の事實もあつた。又約三千人に上る市内人力車夫（全部支那人）が一齊に罷業を行つたこともある。平素格別の組織も持つて居らない無智低級的車夫が、數日に亘つて罷業を行ひ、政府相手に堂々と要求貫徹の談判を行つたと云ふのは、裏面に相當有力な策謀なくして、出來得ることではないと思はれた。是等諸般の現象を綜合して見れば、今回の政變が、流血の慘事を見ることなく、頗る靜謐に行はれたとは云ふものゝ、この變革が一般民心に、極めて急激な變化を與へたことは之を否むべくも無い。現に諸種の請願運動を爲すものゝ内には、臨時憲法第一條の「主權は人民に在り」と云ふ規定を引用して、幼稚なる議論を上下するものすら出て來た。革命に依て、人民

自らが權力の主體となつたのであると云ふ思想は、之に適當な統制を與ふるに非ざれば、勢の趨く處如何なる弊害を生ずるやも測り難い情勢が馴致せられつゝあつた。

一般の空氣が斯の如くであつた間に、政府及議會の建設的施設と云ふものが遅々として一向進捗しない。一部税制の改廢や、官廳の廢合整理に依る多少の經費節約等のことはあつたけれども、人民黨の政綱として革命當時の公約であつた産業の開發、一般經濟福祉の増進、教育の普及擴充の如き、最も重要にして上下國民の鶴首翹望するところのものに付ては、未だ何等の施設を爲し得ざるのみならず、其の政策の一端をも具體的には示すことが無い。只財政は安固で何等危惧するを要せぬといふ抽象的な聲明を發したのみであつた。夫れ故に「倚らしむべし知らしむべからず」の態度を國民に對して執ることに於て、革命政府は、舊政府と殆ど撰ぶ所なしとの嘆聲が漸く高くなつて、識者は眉を蹙め、民衆は失望の状態となつた。

確定憲法の起草 此の際一切の重要問題を超越する緊要事として、内外人の注目の的となつたものは、新憲法の起草であつた。人民代表議會は其の成立直後、確定憲法を起草する爲に、議員中より九名の起草委員を擧げたのであるが、新憲法が果して如何なる主義に則つて起草せ

らるゝのであるか、全く不明であつて、起草委員會の經過に付いても、何等公表せられずに終つた。

臨時憲法に據れば、國王は憲法上の統治機關の一とはなつて居るが、何等實質的な權能を有しない虚器に過ぎぬ。而して人民代表議會成立當時の議員は、總て人民黨の指名する所であつて、臨時憲法施行後六ヶ月以後十年以内の間に於ては、其の半數は依然人民黨の指名、他の半數は全國から選舉せらるゝ筈であるが、民選議員たらんとするものはその立候補に先立ち、現在の指名議員たるものゝ推薦が必要である。加之、議會は全く解散せらるゝことが無い。そして國王には法律案不裁可權が無い。畢竟、臨時憲法は、今後少くも約十年の間、人民黨の一黨專制を確保するものに外ならぬ。殊に又、人民黨といふものは、實は概念的な存在に過ぎないので、未だ政黨として充分に國民の總意を反映せしむべき統制ある組織を備へた機構であるとは認め難いものがあつた。夫れ故に國王の權力を剝奪したことに對する感情論は之を別としても、君主專制に代ふるに、人民黨の寡頭專制を以てしたのに等しい臨時憲法の主義に對しては、政治理念の見地からする反對論は相當有力であつて、日を経るに従ひ、次第に新聞紙上の

論説や、寄書投書又は講演等に於て、憲法上の議論がかなり賑かになつた。此時政府は、突如として新聞及び公開の席上に於ける憲法批判の論議を禁止し、政府は憲法に關する國民の意見を聴くことを歓迎するものであるが、此の種の意見は、之を公表することに格別の實益あるもので無い。依つて意見有るものは、住所姓名を明記した文書を以て、之を人民代表議會に提出すべきである。人民代表議會はこれを憲法起草委員に廻して、其の參考に供せしむるであらうと云ふ趣意を公表した。斯様にして新政府は憲法問題に付て、全く國民の口を緘し其の耳を蔽ふたのであつた。此の如き彈壓的な措置は、教養に缺くる多數民衆が惑亂に陥ることを懼れたのに出づるのであらうけれども、其の餘りにも神經過敏にして狹量なる態度は、立憲政府の非立憲的行動であるとして、識者の指彈する所となつたのであつた。

此の間に在つて、國王自身の心境と態度とは、時局の前途に對し、最も緊密なる關係を有するものであつたと考へられる。王が、革命勃發直前の六月初旬に、ホワヒンの避暑地に赴くに當つて、欽定憲法の草案を携へて行かれたのは疑ひもない事實である。尤も王が果して左右の有力王族の反對を排除けてまで、欽定憲法の發布を爲し得たであらうかは、之を當時の實情に

顧みて、多少の疑無きを得ないけれども、元來、政府及び宮廷内に於ける最も自由進歩思想の人として、自ら進んで憲法制定の準備を怠らなかつた王としては、人民黨の爲めに一日を先んぜられたことは實に終生の恨事であらう。或る意味に於ては、タイ全國中、今回の革命勃發を遺憾とする最大の理由を有する者は、恐らくは王その人であらう、と云ふ様に自分は考へて居る。

或は説を爲す者があつて、元來立憲政治樹立の志があつた王は、今次の革命を歓迎せられて居るといふものがある。更に甚しきは、この度の革命は、左右の有力王族を排除する爲めに行はれた王と革命派との八百長劇に過ぎないなどと云ふものすらある。乍併、是等は總て虚妄の甚しきものに過ぎないことは、王が、ホワヒンから革命軍司令に與へられた書面中に於ても、又臨時憲法署名の際の御勅諭に於ても、近く退位の御意思であると云ふことを公言して居られたこと、並に革命の結果全く國王の榮譽と權力を奪はれて了つた事實に徴しても明らかだ。國王は人民黨の強要に依りて、其の憲法草案に署名せられるに當つて、之を臨時憲法として受諾せられたものであることは、前にも述べた通りであるが、其際國王は、新に制定せらるべき憲法は、真正の意義に於ける立憲君主の地位を確認するものたらざるべからずといふ趣旨の文書を、

人民黨幹部に與へられたといふことであるが、此の一事は、人民黨は之を外部に發表して居らぬのである。

憲法起草委員が確定憲法草案を一應脱稿するには四箇月餘の日子を要したのであるが、其前半期に於ては、憲法が果して如何なる主義方針の下に起草せられつゝあるや全く不明であつて、國王も亦之が内容の詮議に關與し若くは之をインフルエンスする地位に置かれては居なかつた。加ふるに政府は憲法問題に關する一般の言論を抑壓したこと右に述べた通りで、是等の事情が相聚つて、著しく政局の前途に對する不安を濃厚ならしむるに至つたことは、自然の成行であつた。然るに若し新憲法が王の満足を購ふに足らざる爲めに、退位を決行せらるゝが如き事態を發生したならば、紛糾百出して時局は拾收し難い難關に逢着すべく、其の間に於て急進分子の策動が那邊に及ぶか測られざるものがあつた。此の間一二の地方に於て、多少の紛擾事件があつたり、又退役軍人にして密かに盤谷退去を命ぜられた者等あり。是等の事柄は、總て報導を制限せられたが爲め、真相を知るを得ざる民衆は、不安裡に暗中模索の外無かつた。依つて政府部内の穩健派は、此の際時局を安定して政權を維持し、意義ある革命建設の事業を進める爲めに

は、國王と緊密なる接觸を保ちつゝ、憲法規定中の重要な主義上の問題に付き相互和協を計りて、出來得る限り憲法の制定を促進し、以て民心の安堵を期することが、絶対に必要であるとなした。此の考は、結局政府及び議會の大勢を制するを得て、憲法起草の後半期に於ては、能く政府と國王との接觸が保たれ、憲法起草も大に進捗するを得るに至つた。十一月三日、草案の脱稿と同時に、委員會は、直に之を議會に報告すること無くして、先づ非公式に之を國王に捧呈し、其の御親閱を求めたのである。王は當初に於ては、草案の檢閲には約一箇月の期間を與へられんことを要求せられたのであるが、其の後確定憲法草案の起草が、今云つた様に、王と起草委員との緊密なる諒解の下に行はれて、各條文の採用して居る主義上の問題に付いては、既にそれ／＼一致して居たのであるから、御檢閲も僅かに十日餘にして、此の草案を嘉納せられて、委員會にお返しになつた。依つて委員會は十一月十五日、之を議會に報告、その寫を各議員に配布し、議會では二十五日から之を其の本會議に上程し、連日連夜熱心に討議の末、十一月三十日を以て可決確定した。

委員會の原案に對しては、國王に於て多少字句の修正を加へられたものも有り、又議會の本

會議に於ても、用語又は條文整理上多少の修正はあつたが、何れも何等重要な變更を加ふること無く、起草委員會の原案通り採用せられたのである。斯くて出來上つた確定憲法は、大體に於て近世立憲君主國の範に則つたものであつて、王に於ても頗るその出來榮えに満足せられたと云ふことである。政府部内及び部外の識者並に一般庶民の間に於ても、確定憲法は、之を一條一條検討して見れば、色々と議論を容れる餘地もあらうが、其の大綱に關しては、何等重大な異論を挿むべきものは無いと云ふに一致して居たやうであつた。十一月十六日、此の確定憲法草案が、初めて新聞紙上に發表せられて、議會の通過を見るに至る迄の間に於て、多數のタイ字紙に現れた批評は、大體右の通りであつた。此の確定憲法の内容を説明すると長くなるから、それはまたの機會に譲ることにし度い。

確定憲法草案中、最も六ヶ敷い論點となつたものの一つは、政治上に於ける王族の地位に關する問題であつた。確定憲法は、其の第十一條に於て、王族は政治的地位に就くことを得ずと云ふ明文を設けて居るが、此の事は、現代の諸君主國に於ける實際から見ても、當然のことであるとも云へるし、又當然のことであるから蛇足であるとも云ひ得るであらう。乍併タイ國に於

ては、王族が政府の重要地位を占め、國政の實務に有力に參與するのが古來の慣例であつて、今次の革命勃發迄實際に行はれ來つたことである。そして是等有力王族を政治的地位から排斥することが、革命の重要な目的であつた。従つて右の様な明文を憲法に掲げることは、革命政府としては絶対必要だつたのである。然るに斯くの如き憲法上の明確なる規定に依つて、遽かに政權から遠ざけられた王族側に、非常な不平を抱く者の有ることも又自然である。夫れ故に此の問題に關しては、起草委員會は、條理と感情の板挿みとなつて、容易に委員會の議を纏めることが出來なかつたので、終に所見を具して聖斷を仰いだところが、王は、王族の政治不關與の意見を嘉納せられたのであつた。蓋し王の御意中は、王室の藩屏として王族の尊嚴を維持し將來永遠に其の地位の安固を圖り度いといふにあつたと思はれる。故に王は、萬一にも議會が一部王族の反對の爲めに動かされて、此の規定を削除するが如きことがあつたならば、憲法に署名することを肯ぜざるべしとまで極言せられたといふことである。此の事に付ては、國王から起草委員長に與へられた御親書の全文が、憲法草案と同時に發表せられて居る。其の御親書の趣旨は左の如きものである。

「朕は憲法起草に關聯して、王族の政治上の地位に關する委員會の疑義申出の次第を諒承せり。委員會の意見に於ては、王族は批評の外に立つて榮譽と尊敬の中心となるべきものにして、従つて王族が、世の賞讃と同時に非難の矢表にも必然立つに至ることあるべき政治的活動の地位に就き、又は選舉の競争に加はりて互に相攻撃し、尖鋭化せる感情の中心となることあるは望まじからず。王族と人民との間に於ける圓滿平和なる關係を保つ爲めには、王族をして政治の局外に立たしむるを適當とすべく、王族は其の地位と智識に依つて、他の方面に於て國家の進運に寄與することを得べしとする委員會の意見は、全然朕の嘉納するところなり云々。」

一部王族中に、王の態度に飽足らざるものゝあつたことは容易に想像せらるゝのであるが、大勢は如何とも爲し難い。憲法草案が議會を通過して、發布式の準備が進捗するに従ひ、反對論は漸次聲を潜めて、一般國民は國王及び政府の明快なる決斷を歓迎した。

確定憲法發布の盛典 憲法發布式が愈々十二月十日と決定せられて、政府及び人民黨に於ては、其の準備に忙殺せられ、一般市民も亦多大の歡喜を以て此の日を迎へやうとして居た時

に際して、嚮に革命の旗揚に参加したビヤ・パホン以下五十三名が、十二月七日、人民委員長
 ビヤ・マノー及び國防大臣ビヤ・ラチャウオンサンに引率せられて國王に謁見し、革命舉事當
 時に於ける其の言動に付て、書を上つて陳謝の意を表し、王は之を嘉納せられたのであつた。
 職務上其他の事情の爲め、當日の陳謝式に参加することの出来なかつた八名は、翌々九日參内
 して同様陳謝の意を表した。左に、革命の原動者たる右六十一名の名を掲げておく。他日何か
 の參考となることもあらふ。

十二月七日參内

陸軍側 (十五名)

Col. Phya Bahol Bolbavyuha Sena
 Maj. Luang Sarisht Yudhasitp
 Maj. Luang Jannan Yuddhasitp
 Capt. Luang Dumnaya Niyomsuek
 Capt. Luang Siddhi Bijai

Capt. Luang Savasi Ronarong
 Capt. Luang Favengsakdi Song
 Capt. Khun Sucharit Ronakargram
 Lieut. Khun Bitakban Sarakar
 Lieut. Khun Vimol Sarakich
 Lieut. Khun Chamnong Bhumnivade
 Lieut. Nom Ketunuti
 Lieut. Duan Vijakadaga
 Lieut. Jai Pratibasen
 Sub. Lieut. Chamroon Chitralakshana
 海軍側 (十四名)
 Lieut. Com. Luang Sindhu Songgramjai
 Lieut. Com. Luang Subha Jalasai

Lieut. Senior Luang Nides Kakakich
Lieut. Senior Luang Nava Svastikar
Lieut. Senior Luang Sangvara Yuddhakich
Lieut. Senior Sanguan Suchirabha
Lieut. Senior Prasert Sukhsamai
Lieut. Senior Jalit Kulkamdhara
Lieut. Snior Dibya Prasarsukh
Lieut. Senior Sangob Charoonbara
Sub. Lieut. Jan Rsnidat
Lieut. Junior Chib Siripaipulya
Lieut. Junior Donglaw Khamhiran
Lieut. Junior Luang Dhamrong Navasvasiti
非軍人 (二十四名)

Luang Pradish Manudharm
Luang Narubestra Mant
Luang Kovid Abhaiwongs
Nai Naeb Baholyodhin
Nai Prayura Bhanaramontri
Lueng Athasar Prasidhi
Luang Janman Nitikasetra
M. L. Udom Sanitvongs
Nai Davi Punyaketu
Nai Direk Jayanann
Nai Vilas Osathanond
Nai Prachuab Punna
Nai Vijiara Sovanadut

Nai Jun Pindanond
 Nai Chaliw Padumrasa
 Nai Ek Subapodok
 Nai Chitasen Pancha
 Nai Charoon Suebsaeng
 Nai Son Puchong
 Nai Jub Salyvajivin
 Nai Sagnan Tularaks
 Luang Sundara Debahastin
 Luang Athakiti Kamchara
 Nai Chua Angasvudhahana

十二月九日参内

陸軍側（八名）

Col. Phya Songsuradej
 Col. Phya Riddhi Aganey
 Lieut. Col. Phra Prasasn Bidyayuddh
 Maj. Luang Bipul Songgram
 Maj. Luang Amnuay Songgram
 Capt. Luang Adul Dejcharas
 Capt. Luang Sert Remgriddhi
 Capt. Luang Jan Songgram

六月二十四日早朝、人民黨の名に依つて市中に發せられた宣言書——其の内容は前に述べた通りである——は、甚だしく王及び王族に對し誹謗の言辭を弄して居つて、王及び有力王族を憤激せしめること非常であつた。假令確定憲法が稍國王の満足する。様に出來たとしても、それだけで新政府と王族との感情が、完全に融和するものとは期待出來ぬ。將來タイ國の政治上の禍根が、こゝに胚胎するであらうと推察せしめられて居たのである。人民黨が此の間の機微

を洞察して、進んで陳謝の措置を執つたのは、頗る機宜に適したものであつて、政府の此の態度は、獨り國王の満足する所であつたのみならず、大に各王族の感情を和けて、上下和親の雰圍氣を醸成するところ尠からざるものがあつた。聞く所に據れば、此の陳謝の一事は、國王の側から之を要求又は示唆したものでなく、全く人民黨側の自發的意思に出たのだといふことである。されば確定憲法發布の際に於ては、式場の内外には、頗る和やかな氣分の洋溢せることが感ぜられたのである。斯かることは諸外國の革命の場合には、容易に見られ得ぬことであつて、タイ國ならでは、と云ふ感想を抱かせられた次第であつた。

又今次の革命關係者の陳謝と前後して、人民代表議會は、一九一二年、即ちラマ第六世登極直後に於ける革命陰謀事件に連座して處刑せられた二十五名の内、現に生存せる者十九名に對して赦免に關する法律案を可決した。是等十九名は、今次の革命勃發に先立ち既に何れも刑期満了して出獄したものであつたが、此度の革命關係者に對しては、其の行動を處罰せぬと云ふ勅令が、臨時憲法發布直前に、國王の名に於て公布せられた次第であるからして、二十年前に同一の目的の下に行動して刑罰を蒙つたものが、赦免復權の恩典に浴せしめらるゝは當然なり

と議會は認めたのである。

斯の如くにして、一般の空氣緩和の裡に、確定憲法發布式が、十二月十日、全國的祝賀氣分を以て行はれた。

アナタ・サマコン宮殿の階上スローンホール、其處は革命勃發當時、多數の有力王族が拘禁せられた場所である。其の同一場所が、此の日、國家最重要の法典たる憲法の發布せらるゝ式場となつたのである。式には政府各要路、議員、王族其他貴顯高官等の外、各國公使も亦皆其の館員と共に參列した。式場の空氣は、右に云つた様に和やかなるものがあつたけれども、專制萬能の君主として坐り給ふたそのおなじ九重の寶傘の下の玉座に、今は立憲君主として出御遊された王の玉顔を、外臣としてながらも、言ひ難い感慨を以つて拜し奉らざるを得なかつた。去る六月革命勃發以來始めての公式の場所への御出ましであつたのだ。

人民委員會委員長ビヤ・マノーは、議會を通過した確定憲法草案の正文を捧げ持つて、鞠躬如として玉座の御前に進み出で、恭しく之を國王に奉つた。國王は其の正文を御手に取り上げ給ふた後、式部官が御前に据へまるらせた卓子に之を載せられて、聽がて靜にペンを執つて、御

名を親署せられた。夫れは實に何とも形容の辭を知ることの出来ない歴史的な瞬間であつた。御親署が終るや否や、殷々たる皇禮砲の號音が、宮殿の内外にとゞろき渡つた。これこそ新興タイ國の曉を告ぐる響であつたのだ。

ペンをおいて徐ろに頭をあげさせられた國王の御顔ばせには、一方ならぬ御落付きが認められた。此の時人民代表議會議長チャオビヤ・ビチャヤナートが、嚴かに御前に進み出で、國王御手づから授け給ふ憲法正文を拜受した。議長は之を奉戴して御前を退き、その儘階上南側のバルコニーに現はれて、宮殿の外庭や宮門前に蝟集せる民衆に之を捧げ示し、更に前庭に下り立ちて、そこに參集せる文武百官に向つて、此の正文を捧持したまへ、憲法が御親署を経て茲に發布せられた旨を宣示した。

革命勃發當初に於ける人民黨の宣言に於ては、共和制度にまでも突進せんとするやうな急進的な傾向をすら示して居たのに反して、確定憲法は殆ど欽定憲法なるかの如き形式を以て發布せられた。そして革命參劃者は、闕下に伺候して赦免を請ひ奉るといふやうなことは、譬へば始めは脱兎の如く終は處女の如きの感すら與へられた。要するに時局は、人民黨部内の穩健派

と急進派との妥協に依つて拯はれたものであつて、而して其の妥協の結果たるや、明かに穩健派の勝利であつたと認められる。蓋しタイ國民の王室と君權に關する觀念は、固より之れを日本國民のそれに比較すべくもないが、さりながらタイ國に於ても、直に共和制度に向つて急激なる改革を求める程、それ程に國民は未だ進んでは居らぬ。チャクラー王家の歴史は、未だ僅々百五十年餘の浅いものであるとはいへども、タイ建國七百年來培はれ來つた君權思想は、今も尙ほ國民に對して相當強い支配力をもつて居ると思はれる。而かも此の間に於て、能く急進派を抑制して、時局安定の功を奏し得たのは、主としてラマ第七世の終始沈着なりし御行動と、人民委員長ビヤ・マノー氏等一派穩健派の、熱心巧妙なるタクティクスに由つたものであつて、加ふるに軍部が主として穩健派に與みして、ローヤリストの立場を採つたことが、急進理想派の氣勢を削いで、國王と穩健派との合作を成功に導くにあづかつて力あつた如くに思はれる。更に又チャクラー王家を倒して、之に伴ひ種々紛糾百出するが如き事態を招來したならば、諸外國の干渉必至を免れ得ないと云ふ懼れが、急進的行動に臆病ならしめたことも争ふべからざる所である。諸外國の干渉は、タイ國民がその過去の經驗に顧みて最も恐れ且つ戒むる所

あるから、穩健派が急進派を抑へる爲に、此の國際關係の機微を利用したであらうことは見易いところである。

三、第一二次政變

確定憲法發布後の情勢の推移　確定憲法發布と同時に、國王は、總理以下二十名の國務參議を任命して、新憲法に據る國務院（内閣）が成立した。而して新國務院は二十日に至つて其の施政方針を議會に於て發表し、議會は之に對して信任決議を通過した。斯くして時局は一應安定して、六月下旬革命政變勃發以來の天下の不安は、兎も角も一掃せられた。そして政府は、之れから諸般施設の改革に其の努力を傾け、以て革命新政府の使命達成に向つて邁進することゝなつた。就中、經濟財政に關する新政策の樹立が、政府當局の最大關心事であると共に、上下國民の期待的でもあつた。年を越えて一九三三年の一月になつて、人民黨に對抗する右傾的な國民黨組織の問題が擡頭した。其の許否に關し、政府の態度が甚だ煮え切らなかつた折柄、此の新黨組織の中心人物の一人であるビヤ・セナー少將（革命勃發當時、近衛師團長の職

にあつて、革命派の爲に射撃せられ脚部に負傷した人）の狙撃事件があり、續いて政府部内の不和が巷間に傳へらるゝに至つた。然るに政府は、例の如く一切を嚴秘に附して、真相が傳へられない爲に、民衆の疑惑が漸次濃厚となり、二月中頃になつては、チェンマイが獨立したとか、コーラートも亦獨立を宣言したとか云ふ様な風説が相次いで傳へられ、政局は又もや不氣味な暗流が漲る様な感じであつた。年末以來ホワヒンの離宮に御静養中であつた國王は、二月二十五日の戴冠記念節の式典を擧ぐる爲めに、十九日バンコックに御還幸の豫定であつたのが、其の當日になつて、御不例の故を以て遽かに御取り止になつたと云ふことが發表せられて、民衆は是は政局に無關係では有り得ないと考へて、流言風説が益々盛となつた。尤も當時國王が御不例であつたことは事實だつたので、その後三月十一日に御還幸になつた際にも、餘程御憔悴の體に御見受け申上げられた、勿論御還幸の一時御取止めが、果して政局と何等かの關係があつたか無かつたかは判然しないが、當時、國民黨組織計畫者の一派が、國王を擁して、政府と一戦を試みようとして策動したとか、又政府の側では、至急國王の還幸を要請し、若し御聽許がないならば、ベチャブリー（バンコックとホワヒンの中間）駐屯の軍隊を差向けようと

奏上したとか、或は又、國務院の有力參議であるルアン・ブラディットが逮捕監禁せられたと云ふが如き、頗るアラームینگな説すら傳へられた。政府は是等一切の風評を極力否定して、國務院の各參議は、皆協心一致して國務に當つて居る、政局の前途には一抹不安の雲もないと云ふことを頻りに辯明した。其の後日を経ると共に、是等色々の噂が格別事實となつて現はれることもなく、三月に入つてからは、何時の間にやら立消えとなつて、前年四月薨去せられた王異母兄ロブリー殿下の國葬執行の爲め、三月十一日、王のバンコック御還幸と共に、一般民心は再び平靜に立返つたかの外觀があつたけれども、政府側の辯明は何人も十二分には之を信用するもの無く、假令種々の風説は不實であつたとしても、斯の如き不穩の噂を生むに至つたのに付いては、何處にか煙の火元があつたに違ひないと考へられて居た。畢竟政府が、其の地位の安固に付ての自信を有つて居ないと同時に、國民としても、政府の基礎と其の實力に對して、未だ充分なる信頼を有たないと看られたので、政局裏面の暗流は大いに識者の注意を惹いて居つた。

反動政變の突發

果然、表面平靜を裝つて居た政府は、四月一日に至つて、突如として非

常手段を以て憲法の一部を停止して、議會を閉鎖し、國務院の改造を行ひ、部内急進派の淘汰を強行した。前年來、國務院部内の急進派と穩健派とは、憲法起草に關しては幸に協調の實を擧げ得たけれども、憲法發布を了し、愈々革命後の建設的事業に取りかゝるに至つて、兩派の間に、色々の點に於いて遂に意見の衝突を來したのである。殊に新經濟政策問題、政黨問題並びに官吏の政治的結社加入禁止問題等の重要問題に關して、兩派の間に超え難き溝がうがたれるに至つた。就中急進派の最も頑強に主張したものは、新經濟政策の樹立であつて、彼等は革命の効果は、一に此の問題の解決如何に係るものとしたのであつた。尤も、急進派の主張する經濟政策の内容に付ては、政府は固く之が發表を禁止したが爲に、その詳細を知ることが出来ないが、内聞する所に據ると、土地、産業及び勞力の國有化を骨子としたものと云ふことである。穩健派としては、斯の如きはタイ國古來の傳統を根本的に破壊するものであつて、斯る急激なる改革は、國家の安全を脅かすものであるとして、之に反對した。結局急進派の頑強な主張も、部内の多數派たる穩健派の抑壓に依つて、國務院の院議に於ては敗れたのである。然るに急進派は國務院の院議に敗れたに拘らず、猶其の主張を固持し、或は國王に直奏して

之を動かさんとしたり、殊に議會に於て其の主張を貫徹して、以て國務院を抑へんが爲めに、死物狂ひの運動を開始したので、之が爲めに口實を政府に與へて、却つて其の失脚を促したのであつた。鹿を逐ふ獵師山を見ざるが爲めの失脚であつたのだ。

人民議會の議員七十名の内、三十名は國務院の急進派を支持するものであつたが、三月三十日、政府が佛曆二四七六年（一九三三—三四年）度歳入出豫算案を議會に提出して即決を求めた時に、此の一派は、斯る重要法案を即決に附することの不當を鳴らして、十五名の専門委員を擧げて審査に當らしめることを發議して、之を通過せしめ、豫算の年度開始前成立を妨げて、政府を窮地に陥れた。加之、曩に政府が發した官吏の政黨加入を禁止する命令は、憲法違反であると云ふ決議をも通過せしめた。是等は何れも國務院に對する議會の不信任の表明であるとも看做し得べきものであつて、直接政局に對して頗る重要な關係を有するものであつた。

政府側に於ては、急進派が是等の動議の通過に成功したのは、彼等が議會に對して不法なる壓迫を加へたが爲であつたと云つて居た。即ち三十日の會議に於ては、急進派議員のある者等は、ズボンの隠ポケットにビストルを潜ませて、其れをわざと、チヨイ／＼人目につくやうに出した

り入れたりしながら、議場内を歩き廻つて、列席の反対派議員等を脅かすものがあつたと云ふ話である。夫れが爲に三十一日の續行會議に於ては、出席の議員に對して、一々身體検査を行つたり、又議席には、各議員の中間に武装した將校を着席せしめる等、警戒非常に嚴重であつて、議場は殺氣洋溢の有様であつた。議會の情勢が斯くの如くであつて、假令急進派に屬する議員の数は、過半数に達せぬ三十名に過ぎないけれども、缺席者が尠くない爲めに、議場に於ては、此の少数派の急進派が、却つて多数を占める有様であつた。それで政府の最も懼れたところは、急進派の巧妙大膽なる議場作戦に依つて、其の新經濟政策案が何時議會を通過するかも知れないと云ふことであつた。茲に於て政府は終に意を決して、四月一日、國王の名を以て緊急勅令を發布して、クーデターを敢行するの舉に出でたものである。

憲法停止と急進分子の驅逐

此緊急勅令及び之と同時に發表せられた政府の聲明に據ると、タイ國民の傳統に悖つて國民の福祉を害し、且つ國家の安全を脅かすべき新經濟政策の樹立を企つる國務院内の少数派たる急進分子は、現議會が官選議員のみを以て假に組織せられた臨時機關であつて、従つて國の經濟制度の根本的改革の如き最重要大問題に關しては、決議を行

ひ得べき地位に非ざるものであると云ふことを忘れ、濫に不當なる壓迫を議會に加へて、急激なる改革を遂行せんとした。そして議員中多くの者が、此の急進分子に同情を有し、改革案の通過を圖らんとして居ることが明かとなつた。即ち、現在の議會は最早適正に其の公職を行ふに適しないものとなつたと云ふ理由を以て

一、現議會を閉鎖し（議會は之を解散したのではない。議會としては依然存在するけれども追て憲法の規定に據つて民選議員が選出せられて、新議會の成立を見るに至る迄、之を召集することが禁ぜられたのである。）

二、憲法に據りて任命せられたる國務院を解散して、新に緊急勅令に據る國務院を設け

三、民選議員の選舉が施行せられて新議會が召集せられる迄の間に於ては、立法權は國務院の輔弼によりて、國王之を行使することとなし

四、右の各項に抵觸する憲法の規定を停止した。

此の緊急勅令の發布と同時に、其の規定に基く新國務院の組織が發表せられた。前國務院總理ビヤ・マノーその他所謂長老穩健派の各參議は、新國務院の參議として再任せられた。前國

務院の無任所參議であつたビヤ・バホン大佐其の他の軍人等も同様であつた。畢竟此の政變によつて、政府から驅逐せられたものは、ルアン・ブラディット其の他の少壯急進派五名であつた。

急進穩健兩派の對立

急進派の頭目と看做されたるルアン・ブラディット君は、本邦に於てもよく知られた人物である。其の經歷などに付て、茲に蛇足を副へるにも及ぶまい。同君は、前年六月二十七日臨時憲法の發布以來人民委員となり、次で確定憲法の發布と共に、國務院無任所參議となつて、白面の青年の身を以て、多數の長老先輩の間に伍し、最も有力なる發言者となり、一般青年の間に頗る聲望があつた。

今次の反動政變を強行したことに付ては、政府側はかう云つて居た。即ち、ルアン・ブラディットの主張した新經濟政策と云ふものは、前に述べたやうに土地、産業及び勞力の國有化を骨子として、多分に共產主義的色彩を含むものである。彼は沒收その他の非合法的手段の實行を主張することはなかつたけれども、而もその窮極の目的が、經濟制度の漸進的共產主義化にあつたことは明かである。仍て院内の穩健派は、極力彼を説得して、穩當なる主張に立返らしめ、政

策上の協調を保たんと力めたのであるが、夢想的理想家である彼は、頑強に其の主張を固持して降らなかつたのみならず、國務院に於て其の提案が否決せられ、國王も亦之を支持しないことの明かとなるに及んで、人民代表議會中の同志を糾合して、國王及び國務院と對抗し、不法の脅迫をすら用ひて議會の大勢を動かさんと計畫したのだといふのである。然るに一方、ルアン・ブラディット側の言分では、彼の新經濟政策案と云ふものは、もと／＼政府の依囑に依つて研究立案したものであつて、其の内容は、毫も政府の云ふやうな、共產主義的性質を有するものではない。國務院としては、仔細にその内容を検討して、成案を得ることに力むべきである。彼と雖も必ずしも其の作成した原案の全面的維持を固執するものではない。然るに國務院の多数派は、彼の立案を以て、一も二もなく共產主義的であると宣傳して、終に今回の様な非常手段を執るに至つたのは、何とも諒解の出来ないことであつて、其の眞意を疑はざるを得ない、と云つて居る。猶又ルアン・ブラディットは、國民黨結成問題に關しても、集會結社の自由を認めた憲法の正條に照して、之を許可することが至當であると主張し、又、官吏の政治的結社加入を禁止する政府の命令は、憲法に違反するものであつて、斯ることは議會の協賛を経たる

法律によつてのみ爲され得べきものであると主張したので、是等重要なる政策上の諸問題に關して、彼の主張は、事毎に國務院内の多数派である穩健保守派と衝突して居つたのである。だから多数派としては、何とかして彼を政府部内から驅逐しやうと豫てから計畫して居つたのであらうと想像せられないでも無い。此の政變より約三箇月も以前に、或る筋から、巨額の金員を與へて、彼の政界から退身せんことを勧告したと云ふこともある。嘘か真か知らぬが、そのやうな話も聞いたことがある。それが事實であつたとしても、そのやうなことで動く彼ではなかつたのである。革命旗擧の當時、ルアン・ブラディットを中心とする青年文官派と相携へて、革命の成功に對して重要な役割を勤めた軍部側は、王族を政權の外に驅逐し、立憲君主政體樹立に成功したることで大體満足して、チャクラー王家の維持と國王の権力榮譽尊重に忠實なるものと認められたのに反して、文官派の一部は、或る場合には王統を廢除して、共和政治の樹立に迄突き進まうとする思想を抱いて居るものであると云ふやうに傳へられた。革命勃發當時の人民黨の宣言文に於て、王と王族に對して極端なる誹謗を加へたのも主として此の一派に外ならぬといふやうにも傳へられた。そしてこの事がルアン・ブラディットをして、拭ひ難き

憎しみの的たらしめるに至つたのは餘儀無いことであつた。前に述べたやうに、確定憲法發布式に先立つて五十餘名の革命關係者が、閣下に伏奏して陳謝したと云ふ様な事はあつたけれども、此の種の儀禮的な形式に依つて、感情の總清算を期待すると云ふことは到底不可能であつたのだ。議會の情勢が、政府の所謂共產主義的性質を帯ぶる經濟政策案を通過するの危険がある様になつたのは、三月三十日から三十一日のことであるが、四月一日に發布せられた緊急勅令と云ふものは、少くともそれより一週間も前に、既に國王の署名を経て、ピヤ・マノー總理のポケットの中に在つたのだともいふことであつた。それが本當であるならば、此度の政變は、單に議場の形勢から來た偶發的の事件ではなくして、ルアン・ブラディット及び其の一派出しの爲に、早くから計畫準備せられたものではなかつたかといふやうな想像もめぐらされ得るのである。而して政府が、ブラディット一派の主張が、共產主義的であつて、國民の福祉と國家の安全に對する一大脅威であると誇張して宣傳したのは、ルアン・ブラディットの政治的生命を奪ふことを目的とし、又憲法停止と云ふ様な非常手段の敢行をジャヌチフハイする爲めであつたのではないかと想像される。若しさうでないならば、飽くまで少數意見を固執する彼

を辭職せしむれば足りることである。若し任意辭職を肯せぬならば、國務院の統一を紊り、國務の圓滿なる進捗を妨げるの故を以て、彼を免官處分に附して其の地位を奪ふことの出来ないことも無い筈である。

四、第三次政變

ブラディットの亡命と其後の情勢

國務院から驅逐せられたルアン・ブラディットは、政

府の強要に依つて外遊することとなり、フランス又は日本へ赴き度いと云ふことであつた。彼が共產主義者であると云ふことが、政府側に依つて頻りに宣傳せられて居るけれども、さりとて其の主張の内容は不明であるのみならず、政府としても、彼が共產主義者たることの確證は之を擧げることが出来ないものであるから、若し本人にして希望する限り、彼の渡日に對して特別異議を挿むべき理由も無い。従つて彼の決心が渡日と定つた場合には、公使館に於ては、それ〴〵必要な手續きを執ることになつて居たのであるが、其後彼は、差當りフランスに赴き、追て東洋へ廻ることに決心をしたので、其の旨が十日非公式に發表せられて、十二日バンコッ

ク出發、海路新嘉坡經由渡歐の途に上つた。バンコック出發に當つては、見送りの同志等が多數埠頭に殺到したけれども、警戒甚だ嚴重で、上船は許されなかつた。政府の舊同僚は、殆ど何人も見送るものも無かつたが、獨りビヤ・バホン大佐のみが、革命同志の亡命を船上に見送つて、人目を憚らず兩人相擁して涙を流して再會を誓つたのは、甚だしく見るものを動かした劇的な情景であつた。ビヤ・バホンといふ人は斯様な純情な人である。

四月一日の反動政變によつて、議會が閉鎖せられ、急進派が驅逐せられ、新に緊急勅令に據る新政府が組織されたのであるが、此の新政府は、一方には國務院に新に情報部なるものを設け、報道の統一を口實として、新聞の報道や言論の自由を壓迫し、他方には四月中に施行の豫定であつた民選議員の選舉は、準備未だ整はざるを理由として、無期延期を宣言し、何時選舉が實施せらるゝのか、全く見當もつかないことになつた。自然新政府の立憲政治に對する態度が大いに疑はれるやうになつて、甚しきは、新政府當局の眞意は、舊專制政治の復活にあるとすら云ふものもある様になつた。政府の肚裏果して何物を包藏したかは別とするも、此の反動

政變に依つて、タイ國は革命以前の舊態に復したのだといふ見方をするものは、内外人の間に甚だ多かつたのは事實である。そうして斯る見方をするものゝ間には、此の舊態回復を歓迎するやうな感情のあつたことも見のがせないところであつた。

今は國外に亡命の客となつたルアン・ブラディットを首領とする少壯政客の一派が、大にビヤ・マノ一の反動的新政府を呪つたのは勿論である。それは單に感情の上からのみでは無い。前年六月、彼等の命懸けの旗擧げによつて獲得した憲法を、政敵の爲に蹂躪せられて、其の儘泣寝入となることは到底出来なかつたのは無理も無い。仍て此の一派は、新政府の成立と同時に、直ちに秘かに政府顛覆の機會を狙つて居つたのである。ルアン・ブラディットの腹心といはれるルアン・タナサイは、ルアン・ブラディットの佛國行を新嘉坡に見送つて、バンコックに歸ると間もなく頓死したのであるが、之れはビヤ・マノ一派の陰謀に依る毒殺であるとの説が事實として信ぜられる様になつて、少壯派の憤激は其の極度に達した。然るに六月十日に至つて、前年六月の革命の際に、軍部の指導者として活動し、革命後は引續いて人民委員、國

務參議となり、且つそれ／＼重要な軍職を兼ねて居つた陸軍司令長官ビヤ・バホン大佐、同副司令兼作戰部長ビヤ・ソング大佐、砲兵監ビヤ・リデイ大佐及び教育部長ブラ・ブラサストラ中佐の四名が、病氣の故を以て辭表を提出し、革命の一週年記念日である六月二十四日限に、一切の公職を退くと云ふことが突如として發表せられた。曩にルアン・ブラディットを除いた政府は今又軍部側の革命張本人等を一掃したのであつた。

此の四人の軍人の突然の辭職は、大に世の耳目を衝動した。タイ字諸新聞紙にして此の事件の真相を糾問するものは、悉く發行停止の處分に附せられると云ふ様な彈壓が加へられた。それにも拘らず、市電の従業員其の他は、頻りに示威運動を行ひ、ホフヒン御滞在中の國王に電報を送つて、四人の軍人の復職を請願する等、物情甚だ騒然たるものがあつた。

ビブン中佐バホンを擁して起つ 此の四軍人の辭職の後は、客年六月革命の首腦者にして參議として軍職を兼ねるものの居残れるは、陸軍中佐ルアン・ビブン外一人あるだけであるが、此のルアン・ビブンは、參議として國務院内に在りては、特に頭角を表はすことはなかつたけれども、砲兵副監として各軍隊中最も有力なる砲兵隊の實權を其の掌中に收め、次第に軍部内に

抜き難き一つの勢力を形成して、其の地位は、政府及び軍部の最高幹部と雖も、容易に之を動かすことの出来ないものとなつて居つた。殊に作戰部長や砲兵監等の先輩が連袂辭職する様になつてからは、機關銃隊や、装甲自動車隊や、戰車隊などの有力な部隊が、殆ど悉く彼の管理に歸することになつて、其の勢力は益々加はる様になつた。而して政府は、此の軍部の最有力者が反動政府の支持者であると信じて、政府の地位の安固さに安心しきつて居たのである。

然るに六月十九日夜（昭和八年）ルアン・ビブン配下の軍隊は、海軍側と共同して突如行動を起し、ビヤ・バホンの居宅を監視して居る十數名の警察官を機關銃で脅かして退散せしめ、同大佐に面會して、反動政府顛覆の機を熟したることを告げて、統率者として出馬を要望した。豫て現政府の政策に飽足らなかつたのみならず、政府の陰險なる策謀に依り其の地位を奪はれたることを覺つて、心中甚だ穩かでなかつたビヤ・バホンは、外から舊同志の勸誘黙止し難く、内には夫人の激勵があり、直ちに此の計畫に賛成して再起を決心した。茲に於て陸海軍人及び文官派の協同戦線が完全に成立して、時を移さず二十日の拂曉に、王宮並びに主なる中央各官衙に、機關銃隊や装甲自動車及び戰車隊が殺到して、今回も亦一發の彈丸をも放つことなし

に、是等を總て占領し、本部をバルスカワン離宮に置いた。此の際此の本部に集つて、政變遂行の樞機に参加したものは、陸軍側では大佐ビヤ・バホン（現國務院總理）、中佐ルアン・ビブ（現大佐、國防參議）、海軍側では少佐ルアン・スーブ（現無任所參議兼文部省體育局長）、同ルアン・タムロン（現內務參議）、文官側ではヴァンヴァイディア殿下（現國務院政治顧問兼外務省顧問）、元內務大臣ビヤ・スリヤ（無任所參議として國務院に列し、本年九月死去）、元大藏大臣ビヤ・コマラクン、政變後經濟參議となつたが其の翌年辭職して今は閑居す、及び控訴院長ビヤ・ニテイサート（政變後司法參議となつたが本年二月國務院改造に當つて辭職した）等であつた。そしてルアン・ビブン中佐が、事實上牛耳をとつたものである。

一方軍部の別働隊は、十九日の深更から總理兼大藏參議ビヤ・マノー、外務參議ビヤ・スリガイサーン、國防參議ビヤ・ラチャウオンサン等國務院内の有力者を強力を以つて監禁し、ビヤ・バホンは總理ビヤ・マノーに對し、書面を送つて辭職を要求した。其の趣旨は

「人民黨に依つて政體の變革が遂行せられて以來、將に一年に垂んとして居るが、其の間引

續いて政權を行ひ來つた閣下を首班とする國務院の業績中には、國家興隆の爲めに身命を賭したる革命發起者等の期待に副ふものが必ずしも絶無では無いが、而かも其の多くのものは、一般國民並に文武官等の納得し得ざるものである。殊に其の政策中には、禍を國家國民全般に及ぼさざるを得ないものが尠くないのを認める。仍て我々文武官一同は、國家の獨立と其の治安維持の爲に、閣下並に全部の國務參議がその職を退かんことを要求する。又國務院總理としての閣下が國王に對して、人民代表議會の再開と、新國務參議の任命を奏請せんことを要求する。若し何等かの障害の爲めに、閣下が此の要求を貫徹せしめ得ないならば、文武官等は予ビヤ・バホンを招請して政治を攝行せしめる手筈である。」

といふにあつた。此の辭職要求狀には、ルアン・ビブン中佐が、セクレタリーとして副署して居る。

此の辭職勸告狀を突き付けられたビヤ・マノーは、直ちに彼自身及び各同僚の辭職すべき旨並に其の次第を國王へ電奏すべき旨を書面を以て回答した。他方ビヤ・バホンは、今は陸軍の首腦者となつたルアン・ビブン及び海軍の實權者であるルアン・スーブと三名の連署を以て、ホ

ワヒンの離宮に在る國王秘書官長ヴィブーン殿下を経て「陸海軍は人民代表議會の再開と云ふ唯一の目的の爲めに政權を掌握することを必要とするに至つたこと、並びに陸海軍は常に國王に對して尊崇と忠誠の念を失はざるものであること」を電奏した。又各省文武官に對しても、政變の發生を告知すると共に、從來通り常務に従事することを命じ、更に此の三人の連署を以て、庶民安堵の布告を出し、各地方官憲に對して治安維持に力むべきことを命じた。其の日の午後になつて、バンコックに在留する外國人實業家の代表者とも目すべきものを本部に招いて、新政府は毫も共產的な思想や計畫を有するもので無いこと、政府の財政計畫には何等の變革はないこと、並に政府は其の債務を尊重して財界に不安を與へざるべきこと等を聲明した。夜に入つて外務省から口上書を以て、政變の次第を各國公使館に通知して來た。其の要領は左の如きものであつた。

「前國務院は、憲法の要求する所に背反し、殊に人民代表議會を閉鎖し、憲法中諸規定の効力を停止したり。

仍て陸海軍人及び普通人より成れる立憲派は、議會の再開及び憲法の効力回復の目的の爲

めに、一時政治上の責任を執るの己むを得ざる必要に當面したり。國務院總理及び各參議は辭職し、その次第は既に布告を見たる通りなり。議會は一兩日中に再開せらるべく、その際新國務院の任命を見る筈なり。」

立憲派の首領ビヤ・パホンは、既に政變の發生をホワヒンなる國王に電奏したのであるが、更に同日夕刻、人民代表會議議長チャオビヤ・ビチャヤナートを特別列車にてホワヒンに急派し、左記の趣旨を認めたる上書を閣下に捧呈せしめた。

今回の行動は、憲法の條規に據る議會再開の冀望に基きて、前閣員の辭職を要求せんがために爲されたるものに外ならず。而して現下の治安維持に關しては、臣既に必要なる一切の措置を講じたるを以て、宸襟を安んぜられんことを冀ふ。尙ほ現下實權を掌握したる陸海軍及び文官は、國王に對し奉りて、忠誠眞實なるものにして、國王に於せられては、依然國家元首の地位に在らせられんことを惓願するものなり。

右謹んで奏す

ビヤ・パホン

議長は同夜半ホワヒンに着くや否や、直に拜謁仰せ付けられ、右の上書を捧呈すると共に、

朝來突發の政變に關して巨細奏上し、同時に人民代表議會議員二十六名の者からの議會再開の請願書をも捧呈したところが、王は直ちに之を聽許せられて、六月二十一日付を以て、議會再開の詔勅が發せられ、同時に同日付を以て、ビヤ・バホンに國務總理に任命せられた。

憲法回復とビヤ・バホン政權成立 斯くて人民代表議會は、閉鎖以來八十餘日を経て、六月二十二日午前九時を以て再開せられた。劈頭議長は書記官をして、人民代表議會の再開並びにビヤ・バホンの國務總理任命に關する勅書を朗讀せしめ、且つ憲法の條規に據つて、人民代表議會が再開せらるゝに至る迄の経過を報告した。次でビヤ・バホンも亦今回の政變を企つるに至つた原因と其の経過とを説明した後、自分は元來一介の武弁に過ぎず、國務總理の重任に堪へ得るものではない。仍て政變直後の短期の過渡期が過ぎたならば、辭職する意思であると云ふことを言明して、新國務院に對する議會の信任投票を求め、併せて此の度の政變を合法化するに必要なる法律案、並に四月一日の人民代表議會閉鎖の緊急勅令を廢棄する法律案を提出して、何れも可決確定せられ、國王の裁可を経て公布せられた。次でビヤ・バホン總理は、六月二十四日ホッヒン離宮に伺候して、新閣員名簿を捧呈し、廿六日夫々任命あり、新國務院が

成立した。その顔觸は左の通りである。

總理	Phya Bahol Balapayuha Sena
國防參議	Phya Prasoth Songgram
內務參議	Phya Udom Bongs Bensvati
經濟參議	Phya Komarakul Montri
大藏參議	Chaophya Sri Dharmadhitera
文部參議	Chaophya Dhamasakti montri
司法參議	Phya Nitsastra Baisalya
外務參議	Phya Abhbal Rajamatri
無任所參議	Phya Suriya Nuvatra
同	Phya Prija Jolyudha
同	Phya Siddhi Ruengdehbol
同	Luang Bipul Songgram

同 Luang Subha Jalasai
 同 Luang Sindhur Songgramjai
 同 Luang Nalbest Manit
 同 Luang Siriraj Maitri

新政府の動向に關して、當局の披瀝したところを綜合すると、大體、(一)今回の行動は、憲法回復を目的とするの外他意あるものではない。従つて憲法を蹂躪したる前閣員を卻けて議會を再開すれば満足であること。(二)新政府は、現王統を奉じて、君主制を維持すべきことは勿論であること。(三)諸般制度に對して、急激なる變革を加ふるの意思は無い。殊に共產主義的傾向の經濟政策の如きは毫末と雖も之を採用するもので無いこと。(四)憲法を蹂躪したる前閣員の處分は、議會の決する所に俟つこと。並に(五)歐洲に亡命中のルアン・プラディットの召還問題に關しては、先づ議會に於て同氏の提唱せる經濟政策の内容性質を検討する一委員會を設け、其の結果を俟ちて處理する方針であること等であつたが、政府は六月二十六日の議會に於て、國王の裁可を経たる施政綱領を發表した。それは大體左の如きものである。

政府は憲法の條規を遵奉し、全國民の康寧福祉の爲めに憲法の擁護を期す。

政府は諸外國との親善關係の一層増進せんことを期す。

政府は根本主義六項を以て政策の基調と爲し、各省協力して治績を擧げんことを期す。

政府は産業及び教育を振興し、國民の安寧を擁護し、其の平和親睦を期せんが爲、全力を擧げて共產主義の剷滅に當らんとす。

政府は通貨の現在爲替率を維持する決意なり。

註、根本主義六項と云ふのは、前年六月の革命勃發と同時に、人民黨が發した宣言文中に言及しありしもので、前に述べた通りのものである。

前政府は、共產主義者一掃を名として、四月一日の反動政變を執行したものであつたのだから、此の反動政府を倒して成立した新政府は、共產主義的傾向を帶ぶるに至るものではないかと云ふ懸念が、國の内外に濃厚となることを、新政府としては最も恐れたものと見へて、今言つた政綱の中にも、特に新政府は全力を擧げて共產主義を排斥するものと云ふことを掲げて居る。政變の當日、外國人實業家代表を招いた際にも、同様の趣意を聲明して居る。又同日、

新聞記者團との會見に於ても、ビヤ・バホンは、自分はタイ國現在の地位と共產主義防壓の必要なる所以をよく理解して居る。自分にして政權に携はつて居る限りは、共產分子の侵入を許すが如きことは斷じて無いと言明した。且又各國公使館に對しても、重ねて外務省口上書を以て、現政府は何等共產主義的傾向又は意圖を有せず、通商貿易其の他の事項に關し、共同利益擁護の爲め、穩當なる協調政策を採るものである旨を通知して來たのであつた。

憲法蹂躪者として政權から驅逐せられた前國務總理其の他に對する處分に付ては、新政府成立の當初に於ては、之を議會の措置に一任する意嚮であつたので、或は政府の眞意は、議會を動かして何等かの制裁を加へやうとすることにあつたのかもしれないが、愈々新政府が成立した後には、政争が餘りに尖鋭化することを避けるがよいと云ふ穩和な意見が段々有力となつて、前閣員制裁の事は、間もなく立消えとならうとして居つた折柄、六月三十日になつてチュラロンコーン大學法學部學生約四百名が、ビヤ・バホン總理以下數名の參議に會見して、前國務院の非立憲行爲を非難し、議會は徹底的に責任の所在を糾明して、責任者を處罰すべしと云ふ建白書を提出した。是れに對してビヤ・バホンは、現國務院としては、復讐的行爲を取てする意思

は有つて居らぬ。惡を矯むるに惡を以てするは宜しくない。と云ふことを説いて一同を引取らしめた。又同じ日に、市電従業員等の勞働者團體も同様に、憲法蹂躪者等を處罰すべしと云ふ請願書を提出したのであつた。

然るに國王は、前政府當局の憲法違反の行爲に對して制裁を加へやうとする様な運動は、國內の平和維持の見地から之を止めさせて貰ひ度いと云ふ希望を、國務總理に對して表明せられた。右に對して、ビヤ・バホンは、現政府としては、前内閣員が辭職して、憲法の規定に則つた新政府が既に成立したことを以て満足するものであつて、前政府當局を糾弾すると云ふ様なことは考慮し居らず、將來と雖も此の儀に關して宸襟を惱まし奉る様なことは無い筈であると復奏したと云ふことである。

ビヤ・マノーを首班とする反動政權が、僅か三ヶ月足らずの短命に終つたのは何故であるか。えらい意氣込で憲法停止の荒療治まで敢行し、國家の爲め禍根を除いたとして甚だ得意でもあり、又内外人の一部からは、大に喝采を受けたやうにすら見えたにも拘らず、斯様に脆くも倒れて仕舞つたには、相當の理由が無くてはならぬ。その理由は外でも無い。一は軍部の向背に

付ての觀測を全然誤つたことであり、二は民心の歸趨を見そこなつたことである。

タイ人の國民性は餘りに急激なる改革を欲しない、といふ反動政府當局の觀測は、一應は正しかつたと言へる。乍併前年の革命勃發以來に於ける人心の急激なる變化に付て、當局は賢明なる洞察を缺いたと云はねばならぬ。準備未整に藉口して、民選議員の選舉施行を無期延期し、一旦與へられたる參政權を有耶無耶の裡に奪ふかの如きやり方をしたのは、非常なる過誤であつた。殊に反動政權の出現に依つて革命前の舊態に還元したのだといふ空氣を、あれ程までも濃厚に醸成したのは、如何にも下手であつたと云はねばならぬ。當時政府としては、其の所謂共產主義的禍根を除くことに成功した以上は、直ちに民意を正當に反映する機關たる議會の成立を急ぎ、其の支持の下に政權を強化する策に出づることが、一番必要なことであつたのだ。然るにビヤ・マノアの反動政府當局は、前年十二月確定憲法發布の當時から定つて居た筈の、四月の民選議員選舉を無期延期して、一般國民に非常なる失望を與ふると共に、人民黨側の激怒を購つたのである。それは、自分自らその前額に憲法蹂躪者の烙印を捺したのに等しかつた。又憲法擁護といふ大義の旗を、自ら好んで反對派に授け與ふると同様であつた。

更にビヤ・バホン以下の軍部の重鎮をも辭めさせて仕舞つて、政府は、革命の發起とは殆ど無關係であつたもの丈けの政府になつたのであるが、斯くては、庇を貸して主家を取られたもの達が、無事におさまる筈が無い。纔かに居据らせられた軍部の實力者が、舉事の初めから生死を共にして來た同志の凋落と革新理想の没却とを指をくわへて座視する筈の無いことも自明の理であつた。従つて一般國民の側に於ても亦、軍部實力者の動向に對して、必然或る期待をすらもつて居た。然るにビヤ・マノアを始めとして、政府の當局者等は、此の點に付いて深く意を用ふるところ無く、爾來軍部内に深く勢力の根を下ろしつゝあつたルアング・ビブンの實力と其の向背とを看破することが出来なかつた。此のことは、反動政權の爲めに禍であつたが、タイ國憲政の爲めにとりては、寧ろ大に仕合せであつたといふべきであらう。

それは兎も角として、前年六月二十四日に勃發した革命は、其後同年十二月十日の確定憲法發布と翌年四月一日の反動政變を経て、遂に同年六月二十日の第三次政變を惹起し、初發以來滿一年の後に至りて、始めて完成を見たのだと言つてよい。國民に信望の高いビヤ・バホンを黨首に戴き、ルアング・ビブンの軍部に於ける實力を背景として成功した第三次政變に依つて、

パホン内閣が成立した後に於ても、一部王族及び反動政客等の蠢動があつたり、殊に其の年十月には、王従兄ボウアラデツチ親王を首領とする叛亂事件が起つて、革命初發以來始めての大動亂を見たのであるが、それも幸にして鎮定せられ、そしてその動亂に拘らず、民選議員の選挙も滞り無く施行せられて、確定憲法發布記念日たる十二月十日を以て、民選議員を加へた始めての人民代表議會が召集せられた。斯くてタイ國憲政の實は年と共に擧り、内閣は其後再三の改造を経たけれども、ピヤ・パホンは常に其の首班として、國民の信望をつないで居た。

昭和十一年十二月、東京澁谷神泉居に於て

(完)

〔非賣品〕

昭和十六年十一月十八日 印刷納本
昭和十六年十一月二十日 發行

東京市麴町區霞ヶ關三丁目四番地三

發行所 財團 **日 本 タ イ 協 會**

電話銀座二六五六番
振替口座東京一四八三二番

發行兼編輯人 遠 山 峻

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷人 河 田 保 治

東京市澁橋區戸塚町一丁目二二〇番地

印刷所 明立印刷株式會社



